

JBIC CHINA REPORT

中国レポート

1号

2026年度

コラム1

第15次5カ年計画にみる 中国経済のモデル転換の方向性

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員

真家 陽一

コラム2

合併会社の解散と仲裁解決

—日本法、香港法、中国内地法の比較法の観点から

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

投資関連制度情報

「商業秘密保護規定」について

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

03

コラム1

第15次5カ年計画にみる
中国経済のモデル転換の方向性

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員

真家 陽一

27

コラム2

合併会社に解散事由が生じ、日本企業が
その解散を希望する場合に相手方当事者が
これを拒否するとき、仲裁解決は可能か
—日本法、香港法、中国内地法の比較法の観点から

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

39

投資関連制度情報

「商業秘密保護規定」について

44

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

今号の表紙：安徽省アンモニアプラント環境改善設備導入プロジェクト

JBICは、2005年2月、安徽省・安徽淮化有限公司の合成アンモニア製造事業等における環境改善プロジェクトの実施を目的に中国政府（中国財政部）との間で、総額80百万米ドルを限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。安徽淮化が実施する合成アンモニア製造等プロセスにおいて、脱硝・脱硫などの設備導入を通じて、窒素酸化物、二酸化硫黄等の大気汚染物質の排出削減を支援し、環境改善に貢献（写真はイメージ）。

コラム1

第15次5カ年計画にみる
中国経済のモデル転換の方向性

真家 陽一

名古屋外国語大学 教授
国際貿易投資研究所 客員研究員

1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会（ジェトロ、現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016年9月より現職。2017年11月より2025年3月まで日立総合計画研究所リサーチフェロー。

はじめに

2026年3月5日から11日にかけて北京で開催された「第14期全国人民代表大会第4回会議」（全人代、国会に相当）において、中国の2026～2030年における経済社会政策の基本方針を示す「中華人民共和国国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」が採択された^[1]。本計画は中国の中長期的な発展の方向性を規定する中核的な政策文書であり、今後5年間の政策動向を展望する上で重要な意義を有する。

本稿では、まず、第15次5カ年計画の構成を第14次5カ年計画（2021～2025年）^[2]と比較しつつ、主要目標を概観した上で、主要指標の変化を整理し、その特徴を検証する。次に、第15次5カ年計画を①供給側（産業・技術・デジタル）、②需要側（国内市場・制度）、③対外関係（開放・安全保障）の3側面から捉え、それらの相互連関を統合的に分析することで、中国経済のモデル転換の方向性を明らかにする。

中国はこれまで、投資および輸出に依存した経済モデルを通じて高成長を実現してきたが、近年、その持続可能性には構造的な制約が顕在化している。実際、第15次5カ年計画は「計画期における中国の発展環境は、複雑かつ深刻な変化に直面している」と指摘している。国際的には、大国間競争の激化により外部環境の不確実性と不安定性が増大する一方、国内的には、発展の不均衡・不十分の問題が顕著であり、循環的・構造的・制度的問題が相互に交錯しているとの認識を示している。こうした状況の下で策定された第15次5カ年計画は、産業高度化、内需拡

大、安全保障を統合した新たな経済モデルの再構築を志向する点に本質的な特徴がある。

最後に、以上の分析を踏まえ、今後の政策展望および日本企業への示唆を検討することで、第15次5カ年計画の特徴と含意を総合的に考察することを本稿の目的とする。

1. 第15次5カ年計画の概要

まず、第15次5カ年計画の構成を第14次5カ年計画と比較しつつ、主要目標を概観した上で、主要指標の変化を整理し、その特徴を検証する（図表1～2）。

1) 第15次5カ年計画の構成

5カ年計画の構成を比較すると、第14次5カ年計画が19編65章であったのに対し、第15次5カ年計画は18編62章と整理され、重点政策の再配置が行われている。第1編はいずれも総論であり、以降は各論に相当する。分野構成をみると、①産業・实体经济、②科学技術イノベーション、③デジタル、④国内市場、⑤経済体制、⑥対外開放、⑦農業・農村、⑧地域発展、⑨文化、⑩民生、⑪グリーン発展、⑫安全保障、⑬国防、⑭民主法治、⑮祖国統一、⑯計画実施の保障といった基本的枠組みは維持されているが、優先順位や位置付けには変化が見られる。

図表1 第14次5カ年計画の構成

第1編	社会主義現代化国家の全面的建設の始動	第1章	発展環境
		第2章	指導方針
		第3章	主要目標
第2編	イノベーション駆動型発展の堅持と発展の新たな優位性の全面的形成	第4章	国家戦略科学技術力の強化
		第5章	企業の技術イノベーション能力の向上
		第6章	人材のイノベーション活力の喚起
		第7章	科学技術イノベーション体制・メカニズムの整備
		第8章	製造強国戦略の着実な実施
第3編	現代産業体系の発展加速と実体経済の根幹の強化・拡大	第9章	戦略的新興産業の発展・強化
		第10章	サービス産業の繁栄と発展の促進
		第11章	現代的インフラ体系の構築
		第12章	国内大循環の円滑化
第4編	強大な国内市場の形成と新たな発展構造の構築	第13章	国内・国際の双循環の促進
		第14章	整備された内需体系の育成加速
		第15章	デジタル経済の新たな優位性の構築
第5編	デジタル化発展の加速とデジタル中国の建設	第16章	デジタル社会建設の加速
		第17章	デジタル政府建設の水準向上
		第18章	良好なデジタルエコシステムの構築
		第19章	各種市場主体の活力の喚起
第6編	改革の全面的深化とハイレベルな社会主義市場経済体制の構築	第20章	高基準市場体系の構築
		第21章	現代的財政・税制・金融体制の構築
		第22章	政府の経済ガバナンス能力の向上
		第23章	農業の質・効率および競争力の向上
第7編	農業・農村の優先的発展の堅持と農村振興の全面的推進	第24章	農村建設行動の実施
		第25章	都市・農村融合発展体制・メカニズムの整備
		第26章	貧困脱却成果の定着・拡大と農村振興との効果的な連携
		第27章	農業転移人口の市民化の加速
第9編	新型都市化戦略の整備と都市化発展の質の向上	第28章	都市化空間配置の整備
		第29章	都市の質の全面的向上
		第30章	国土空間の開発・保護構造の最適化
第9編	地域経済配置の最適化と地域協調発展の促進	第31章	地域重大戦略の着実な実施
		第32章	地域協調発展戦略の着実な実施
		第33章	海洋経済発展空間の積極的拡大
		第34章	社会文明水準の向上
第10編	社会主義先進文化の発展と国家文化のソフトパワーの向上	第35章	公共文化サービス水準の向上
		第36章	現代文化産業体系の整備
		第37章	生態系の質と安定性の向上
第11編	グリーン発展の推進と人と自然の調和的共生の促進	第38章	環境の質の持続的改善
		第39章	発展方式のグリーントランスフォーメーションの加速
		第40章	より高水準の開放型経済新体制の構築
第12編	高水準の対外開放の実施と協力・ウィンウィンの新局面の開拓	第41章	「一帯一路」共同建設の質の高い発展の推進
		第42章	グローバルガバナンス体系改革・構築への積極的参与
		第43章	質の高い教育体系の構築
		第44章	健康中国建設の全面的推進
第13編	国民の資質の向上と人の全面的発展の促進	第45章	人口高齢化に対応する国家戦略の実施
		第46章	国家公共サービス制度体系の整備
		第47章	雇用優先戦略の実施
		第48章	所得分配構造の最適化
第14編	民生福祉の増進と共同建設・共同統治・共有水準の向上	第49章	多層的社会保障体系の整備
		第50章	女性・未成年・障害者の基本的權益の保障
		第51章	基層社会ガバナンスの新たな枠組みの構築
		第52章	国家安全体系・能力構築の強化
第15編	発展と安全の統合的推進とより高水準の「平安中国」の建設	第53章	国家経済安全保障の強化
		第54章	公共安全保障能力の全面的向上
		第55章	社会の安定・安全の維持
		第56章	国防・軍隊現代化の質と効率の向上
第16編	国防・軍隊の現代化の加速と富国・強軍の統一的実現	第57章	国防力と経済力の同時向上の促進
		第58章	社会主義民主の発展
第17編	社会主義民主法治建設の強化と党・国家監督制度の整備	第59章	法に基づく国家統治の全面的推進
		第60章	党・国家監督体系の整備
		第61章	香港・マカオの長期的繁栄と安定の維持
第18編	「一国二制度」の堅持と祖国統一の推進	第62章	兩岸関係の平和的発展と祖国統一の推進
		第63章	党中央の集中統一指導の強化
第19編	計画実施の保障の強化	第64章	統一的計画体系の整備
		第65章	計画実施メカニズムの整備

出所) 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第14次5カ年計画および2035年までの長期目標要綱」(2021年3月)を基に作成

図表2 第15次5カ年計画の構成

第1編	中国式現代化建設の新局面の開拓	第1章	発展環境
		第2章	指導方針
		第3章	主要目標
第2編	現代化産業体系の構築と実体経済基盤の強化・拡大	第4章	伝統産業の最適化・高度化
		第5章	新興産業および未来産業の育成・拡大
		第6章	サービス業の質の高い効率的発展の促進
		第7章	現代的インフラ体系の構築
		第8章	独創的イノベーションおよび重要中核技術の研究開発の強化
第3編	高水準の科学技術の自立自強の加速と新質生産力の発展の牽引	第9章	体系的イノベーション能力の向上
		第10章	企業の科学技術イノベーション主体としての地位の強化
		第11章	教育・科学技術・人材の一体的な発展の推進
		第12章	計算力・アルゴリズム・データの効率的供給の強化
第4編	デジタル中国の建設の着実な推進とデジタル・スマート化の発展水準の向上	第13章	デジタル・スマート技術の全方位的な活用の推進
		第14章	健全で秩序ある発展エコシステムの構築
		第15章	消費の大幅な振興
		第16章	有効投資の拡大
第5編	強大な国内市場の構築と新たな発展構造の形成の加速	第17章	全国統一大市場の構築の深化
		第18章	各種経営主体の活力の十分な喚起
		第19章	要素の市場化配置体制・メカニズム整備の加速
		第20章	マクロ経済ガバナンス体系の整備
第6編	高水準の対外開放の拡大と協力・ウィンウィンの新たな局面の開拓	第21章	自主的開放の積極的拡大
		第22章	貿易・投資協力の質と水準の向上
		第23章	「一帯一路」の質の高い共同建設
		第24章	人類運命共同体の構築の推進
第8編	農業・農村の現代化の加速と農村の全面的振興の着実な推進	第25章	農業の総合生産能力および質と効率の向上
		第26章	住みやすく働きやすい美しい農村の建設の推進
		第27章	農業強化・農民支援・農民富裕化政策の効果の向上
		第28章	地域発展の協調性の強化
第9編	地域経済の配置構造の最適化と地域の協調発展の促進	第29章	地域連携発展の促進
		第30章	国土空間の発展構造の最適化
		第31章	人を中心とする新型都市化の深化
		第32章	海洋の開発・利用・保護の強化
第10編	全民族の文化的革新・創造力の喚起と社会主義文化の繁栄・発展	第33章	社会主義核心価値観の発揚と実践
		第34章	文化事業の繁栄の促進
		第35章	文化産業の発展加速
		第36章	中華文明の発信力と影響力の向上
第11編	人口発展戦略の整備と人口の質の高い発展の促進	第37章	出産に優しい社会の構築
		第38章	人民が満足する教育の実現
		第39章	健康中国の建設加速
		第40章	人口高齢化への積極的な対応
第12編	民生の保障と改善の一層の強化と全人民の共同富裕の着実な推進	第41章	質の高い十分な雇用の促進
		第42章	所得分配制度の整備
		第43章	社会保障体系の整備
		第44章	不動産の質の高い発展の推進
第13編	経済・社会の全面的なグリーン・トランスフォーメーションの加速と美しい中国の建設	第45章	基本公共サービスの均等化の着実な推進
		第46章	各種集団の発展權益の保障
		第47章	炭素排出ピークアウトの積極的かつ着実な推進と実現
		第48章	環境品質の持続的な改善
第14編	国家安全体系と能力の現代化の推進とより高水準の「平安中国」の建設	第49章	生態系の多様性・安定性・持続性の向上
		第50章	グリーンな生産・生活様式の形成加速
		第51章	国家安全体系と能力構築の強化
		第52章	国家経済安全の保障
第15編	建軍100周年の奮闘目標の達成と質の高い国防・軍隊現代化の推進	第53章	公共安全ガバナンスの水準向上
		第54章	社会ガバナンス体系の整備
		第55章	国防・軍隊現代化の質と効率の向上
		第56章	国家戦略体系と能力の一体的強化
第16編	全過程人民民主の発展と中国の特色ある社会主義法治体系の整備	第57章	社会主義民主の発展
		第58章	全面的な法に基づく国家統治の推進
		第59章	香港・マカオの長期的繁栄と安定の促進
第17編	「一国二制度」の堅持と整備と祖国統一の推進	第60章	兩岸関係の平和的発展および祖国統一の大業の推進
		第61章	党中央の集中統一指導の堅持と強化
第18編	計画実施の保障の強化	第62章	計画実施の全サイクルにわたる推進メカニズムの整備

出所) 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」(2026年3月)を基に作成

① 政策の重点が産業体系へ移行

本計画の最も重要な特徴の一つは、成長モデルの重点が「イノベーション駆動型発展」から「現代化産業体系の構築」へと移行している点にある。第14次5カ年計画では科学技術が最優先に位置付けられ、その成果を産業に接続する構図であった。

これに対して、第15次5カ年計画では、現代化産業体系が前面に据えられ、伝統産業の高度化、新興産業・未来産業の育成などが重視されている。科学技術はその実装手段として位置付けられており、国際環境の変化や経済成長の鈍化を背景に、技術の獲得そのものよりも、産業化と競争力確保を重視する構成へとシフトしている。

② デジタル分野の基盤領域への転換

デジタル分野も大きく変化している。第14次5カ年計画では、経済、社会、政府、エコシステムといった分野別整理が中心であったが、第15次5カ年計画では、計算力・アルゴリズム・データといった基盤整備と産業応用を含む包括的な政策パッケージへと再編されている。これは、AI時代を前提とした国家基盤整備の性格をより強めたものとみることができる。

③ 内需政策の具体化と経済体制改革の整理

内需政策も抽象的な「双循環」から、消費振興、投資拡大、全国統一大市場の構築といった具体的政策へと踏み込んでおり、需要不足の対応としての消費振興、成長の下支えとしての投資拡大、制度的基盤としての市場統合が重視されている。他方、経済体制改革は経営主体、要素、マクロ経済ガバナンスの3分野に整理され、重点が明確化されている。

④ 人口問題の独立項目化と不動産・都市化政策の再編

とりわけ注目されるのは、人口問題の位置付けの変化である。第14次5カ年計画では人的発展の一部として扱われていたが、第15次5カ年計画では独立した政策項目として格上げされ、少子高齢化が国家戦略上の制約として明確に認識されている。また、不動産が民生分野に明確に位置付けられたことも

大きな変化であり、住宅問題が家計生活や社会安定に直結する課題として再定義されたことを示している。他方、都市化は独立編としてではなく、地域発展の一部として再編された。

⑤ 安全保障の位置付けの強化

安全保障政策は位置付けが一段と強化されている。経済安全や社会ガバナンスを含む統合的な安全保障体系が強調され、国防との連動も一層重視されている。これは外部環境の不確実性の高まりを背景に、発展と安全の一体化をさらに進める動きとみることができる。

以上を総合すると、第15次5カ年計画は、産業・技術・市場・民生・安全保障などを統合的に再配置し、経済の持続性と体制安定の確保を目指す方向性を明確にしている。これは中国の経済発展が、質的向上と同時に内外の制約に対応する調整局面へと移行していることを示唆する。

2) 第15次5カ年計画の主要目標

第15次5カ年計画は、①質の高い発展、②科学技術の自立自強、③改革の全面的深化、④文明度の向上、⑤生活の質の向上、⑥「美しい中国」の建設、⑦国家安全の強化の7項目を主要目標として体系的に提示している(図表3)。第14次5カ年計画と比較すると、主要目標の基本構造自体に大きな変化はないが、「質の高い発展」「科学技術の自立自強」「国家安全」といった分野の位置付けが一層強化されている点に特徴がある。

これらの目標は独立したものではなく、相互に関連しながら総合国力の向上を目指す構造となっている。すなわち、第15次5カ年計画の主要目標は、複数の要素を統合し、中国式現代化を多面的に推進するための包括的な政策枠組みと理解することができる。

最終的には、これらの取り組みを基盤として、2035年までに中国の経済力、科学技術力、国防力、総合国力および国際的影響力を大幅に向上させ、一人当たりGDPを中等先進国の水準へ引き上げると

図表3 第15次5カ年計画の主要目標

項目	概要
① 質の高い発展における顕著な成果の達成	構造最適化および質の向上を基礎として、国内総生産（GDP）の伸びを合理的な範囲に維持し、各年度の状況に応じて目標を設定し、2035年までに1人当たりGDPを2020年比で倍増させ、中等先進国の水準に到達するための基盤を構築。 全要素生産性が着実に向上し、経済成長に対する科学技術の進歩および制度革新の寄与が持続的に拡大。 住民消費率が顕著に向上し、内需の経済成長を牽引する主たる原動力としての役割が持続的に強化され、経済成長が潜在力を十分に発揮。 全国統一大市場の構築が着実に進展し、超大規模市場が優位性を持続的に発揮。 新型工業化、情報化、都市化、農業現代化が重要な進展を遂げ、現代化産業体系の完全性、先進性、安全性が大幅に向上し、都市・農村および地域間の発展の協調性をさらに強化。 新質生産力の発展、新たな発展構造の構築、現代化経済体系の構築において重要なブレークスルーを達成。
② 科学技術の自立自強水準の大幅な向上	国家イノベーション体系の全体的効率が著しく向上し、社会全体の研究開発投資が年平均7%以上増加するとともに、教育・科学技術・人材の一体的な発展構造を基本的に形成。 基礎研究および独創的イノベーション能力が顕著に強化され、重点分野における重要中核技術が急速なブレークスルーを実現し、多数の重大な独創的・象徴的・先導的科学技術成果が創出され、世界の先頭を走る分野が明確に増加。 科学技術イノベーションと産業イノベーションが深く融合し、イノベーション主導の役割を明確に強化。
③ 改革の全面的深化における新たなブレークスルーの実現	国家ガバナンス体系およびガバナンス能力の現代化を着実に推進し、社会主義市場経済体制を一層整備し、高水準の対外開放体制・メカニズムをさらに整備し、より公平で活力ある市場環境の形成を加速し、全過程人民民主の制度化・規範化・手続化の水準がさらに向上し、社会主義法治国家の建設をより高い水準へ引き上げ。
④ 社会の文明度の顕著な向上	文化への自信がより強固になり、主流の思想・世論を継続的に強化・拡大し、社会主義核心価値観を広く実践し、全民族の文化的革新・創造の活力を継続的に喚起し、人民の精神的・文化的生活をさらに充実させ、中華民族の結束力および中華文化の影響力を顕著に増強し、国家のソフトパワーを持続的に向上。
⑤ 人民の生活の質の継続的な向上	雇用は全体的に安定を維持し、都市部調査失業率を5.5%以下に抑え、質の高い十分な雇用を実現。 住民所得の伸びを経済成長と連動させ、労働報酬の向上を労働生産性の向上と連動させることで、分配構造を最適化し、中所得層を持続的に拡大。 労働年齢人口の平均教育年数を11.7年に引き上げ、介護・保育サービスへの需要を満たし、一人当たり平均寿命を80歳に引き上げるとともに、社会保障制度を一層最適化し、持続可能性を高め、基本公共サービスの均等化水準を顕著に向上。
⑥ 「美しい中国」の建設における新たな重要な進展の実現	グリーンな生産・生活様式を基本的に形成し、炭素排出ピークアウトの目標を予定通りに達成し、単位GDP当たりの二酸化炭素排出量を17%削減するとともに、グリーンで低炭素、安全かつ高効率な新型エネルギー体系を初歩的に構築。 生態環境の質を全面的に改善し、主要汚染物質の排出総量を継続的に削減。 地級以上の都市における微小粒子状物質（PM2.5）濃度を1立方メートル当たり27マイクログラム以下に低減し、良好な水質の割合を85%に引き上げ。 森林被覆率を25.8%に引き上げ、生態系の多様性・安定性・持続性を継続的に向上。
⑦ 国家安全の防護基盤のさらなる強化	国家安全体系および能力をさらに強化するとともに、食糧総合生産能力を約1兆4,500億斤、エネルギー総合生産能力を58億トン（標準炭換算）に引き上げ、重点分野におけるリスクを効果的に防止・解消し、社会ガバナンスおよび公共安全ガバナンスの水準を顕著に向上。 重大・特重大事故を効果的に抑制し、自然災害への防御能力を顕著に向上。 建軍100周年の奮闘目標を予定通り達成し、より高い水準の「平安中国」の建設を着実に推進。

出所) 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」（2026年3月）を基に作成

ともに、人民生活の持続的な向上を図り、社会主義現代化の基本的実現を目指すことが全体目標として示されている。この点から、本計画は単なる5年間の行動計画にとどまらず、長期的な国家戦略の中間段階として位置付けられている。

3) 第15次5カ年計画の主要指標

第15次5カ年計画の主要指標を第14次5カ年計画と比較すると、中国経済は量的拡大および制度整備の段階から、質的改善を軸としつつ、実際の効果および供給能力の強化を重視する段階へ移行していることが明確に示されている（図表4）。

① 経済発展

GDP成長率、労働生産性、都市化率が引き続き基本指標として位置付けられている。ただし、都市化はすでに高水準に達しており、今後は単なる量的拡大ではなく、質の高い都市化への転換が課題となる。この点は、都市化が地域発展の一部として再編された構成とも整合的である。

② イノベーション駆動

研究開発費（投入）、高付加価値特許（成果）、デジタル経済中核産業比率（産業化）という3段階で成果を測る枠組みは継続されている。研究開発費の伸び率が7%以上に維持される一方、高付加価値

図表4 第14次および第15次5カ年計画の主要指標

	第14次5カ年計画				第15次5カ年計画							
	指標	2020年	2025年	年平均伸び率 [累計]	属性	指標	2025年	2030年	年平均伸び率 [累計]	属性		
経済発展	国内総生産（GDP）成長率（%）	2.3	-	合理的な範囲に維持	予 期 性	国内総生産（GDP）成長率（%）	5.0	-	合理的な範囲に維持	予 期 性		
	全労働生産性の伸び率（%）	2.5	-	GDP成長率を上回る		全労働生産性の伸び率（%）	6.1	-	GDP成長率を上回る			
	常住人口都市化率（%）	63.9	65	-		常住人口都市化率（%）	67.9	71	-			
イノベーション駆動	研究開発費の伸び率（%）	-	-	>7	予 期 性	研究開発費の伸び率（%）	9.1	-	>7	予 期 性		
	高付加価値特許保有件数（1万人当たり）	6.3	12	-		高付加価値特許保有件数（1万人当たり）	16.0	>22	-			
	デジタル経済中核産業の付加価値のGDP比（%）	7.8	10	-		デジタル経済中核産業の付加価値のGDP比（%）	10.5*	12.5	-			
民生・福祉	都市部調査失業率（%）	5.2	-	<5.5	予 期 性	都市部調査失業率（%）	5.2	-	<5.5	予 期 性		
	住民1人当たり可処分所得の伸び率（%）	2.1	-	GDP成長率と基本的に同期		住民1人当たり可処分所得の伸び率（%）	5.0	-	GDP成長率と同期			
	労働年齢人口の平均教育年数	10.8	11.3	-		拘 束 性	労働年齢人口の平均教育年数（年）	11.3	11.7		-	
	就業（助理を含む）医師数（人口千人当たり）	2.9	3.2	-			予 期 性	医療従事者数（人口千人当たり）	3.1		3.7	-
	基礎年金保険加入率（%）	91.0	95	-				登録看護師数	4.3		5.1	-
	乳幼児（3歳以下）の託児数（人口千人当たり）	1.8	4.5	-		予 期 性	高齢者施設の介護型ベッド比率（%）	68.0	73		-	
	平均寿命（歳）	77.9	-	[1]			乳幼児（3歳未満）の保育利用率の上昇（%ポイント）	-	-		[6]	
グリーン・脱炭素（第14次計画ではグリーン・生態）	単位GDP当たりの二酸化炭素排出削減率（%）	-	-	[18]	拘 束 性	平均寿命（歳）	79.3	80	-			
	単位GDP当たりのエネルギー消費削減率（%）	-	-	[13.5]		単位GDP当たりの二酸化炭素排出削減率（%）	[17.7]	-	[17]			
	地級市以上の都市における大気優良日数の割合（%）	87.0	87.5	-		エネルギー消費総量に占める非化石エネルギーの比率（%）	21.7	25	-			
	地表水がⅢ類以上の水質に達する割合（%）	83.4	85	-		地級市以上の都市におけるPM2.5濃度（μg/m ³ ）	28.0	<27	-			
	森林被覆率（%）	23.0	24.1	-		良好な水質の割合（%）	80.0	85	-			
	森林被覆率（%）	23.0	24.1	-		森林被覆率（%）	25.1*	25.8	-			
安全保障	食料総合生産能力（億トン）	-	>6.5	-	拘 束 性	食料総合生産能力（兆斤）	1.4	1.45前後	-			
	エネルギー総合生産能力（億トン標準炭）	-	>46	-		エネルギー総合生産能力（億トン標準炭）	51.3	58	-			

注1) [] 内は5年間累計値

注2) *は2024年のデータ

注3) 研究開発費の伸び率は不変価格で算出

注4) 食糧総合生産能力とは、安定的に実現可能な食糧生産能力

注5) 1兆斤=約5億トン（1斤=約0.5kg）

注6) エネルギー総合生産能力とは、石炭、石油、天然ガス、非化石エネルギー生産能力の合計

注7) 予期性とは主に市場主体の行為を通じて実現されることが期待される指標、拘束性とは達成に向けて政府や行政各部門が達成義務を負う指標を指す

出所) 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第14次5カ年計画および2035年までの長期目標要綱」（2021年3月）および「中華人民共和国国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」（2026年3月）を基に作成

特許保有件数やデジタル経済中核産業の付加価値のGDP比といった指標は大幅に引き上げられている。これは、投資拡大から高度化・実用化への移行を示すものである。

③ 民生・福祉

失業率、可処分所得、教育年数、医療従事者、平均寿命といった指標が共通して設定されている。た

だし、その内容には変化が見られる。医療分野では医師数に加えて看護師数が追加されるなど、供給体制の強化が重視されている。また、基礎年金保険加入率が削除される一方、高齢者施設における介護型ベッド比率が新たに設定されるなど、高齢化対策が具体化している。さらに、保育分野でも託児数ではなく利用率が重視されるなど、制度整備から実際の利用・サービス提供へと政策の重点が移行して

いる。

④ グリーン・脱炭素

両計画とも拘束性指標として設定されているが、その内容には変化がみられる。単位GDP当たりのエネルギー消費削減率が削除される一方、非化石エネルギー比率が新たに設定されており、政策の重点が省エネルギー中心から脱炭素を軸とした構造転換へと移行していることが示されている。

⑤ 安全保障

食糧およびエネルギーの生産能力が指標として継続されているが、その水準は一段と引き上げられている。外部環境の不確実性を背景に、自給力および供給安定性を強化する姿勢が一層明確となっている。

以上を踏まえると、第15次5カ年計画は、経済政策の評価軸を量的拡大や制度整備から、実際の成果および供給能力の強化へと移行している点に本質的な特徴がある。

2. 第15次5カ年計画を踏まえた経済モデルの再構築

第15次5カ年計画は全18編に及び、広範な政策分野を包含している。このうち本稿では、本計画を①供給側（産業・技術・デジタル）、②需要側（国内市場・制度）、③対外関係（開放・安全保障）の3側面から統合的に分析することで、中国経済のモデル転換の方向性を明らかにする。分析にあたっては、第2～7編および第14編を中心に概観する。

1) 現代化産業体系の構築と実体経済基盤の強化・拡大(第2編)

経済発展の重点を実体経済に置き、スマート化・グリーン化・融合化の方向性を堅持し、製造強国、品質強国、宇宙強国、交通強国、サイバー強国の建設を加速させ、製造業の合理的な比重を維持しつつ、先進製造業を中核とする現代化産業体系の構築を目指している。

① 伝統産業の最適化・高度化

国家標準による牽引、デジタル・スマート・グリーン技術による高度化、環境保護・安全制度による規制強化を通じて、国際分業体制における中国産業の地位と競争力の向上を図る。

鉄鋼、石油化学、造船などの構造調整と高付加価値化を進めるとともに、電子情報や機械分野では産業チェーン全体でのイノベーションを促進し、重要部品や材料の技術的ブレークスルーを図る。また、スマート製造や先進製造業クラスターの形成により、産業モデルの転換を加速させる。

さらに、基礎技術や重要装備の開発を推進するとともに、レアアースなど戦略資源の競争優位性を強化し、産業チェーン・サプライチェーンリスクへの対応を強化する。加えて、「内巻」（過当競争）の是正や産業政策の高度化、企業育成、人材支援を通じて、産業の健全な発展を支える制度整備を促進する。

図表5は、第15次5カ年計画における「産業基盤能力および競争力の強化」に向けた重点分野を示したものである。具体的には、①先端新材料、②基礎部品・素子、③基礎・産業ソフトウェア、④基幹工業機械、⑤ハイエンド計測機器、⑥重大技術装備の6分野が掲げられている。

これらは産業チェーンの上流から下流までの中核領域を構成し、対外依存度の高いボトルネック分野への対応を重視している点に特徴がある。すなわち本政策は、単なる産業振興ではなく、サプライチェーンの自立自強と技術競争力の確保を志向するものであり、経済安全保障上の性格も有している。

② 新興産業および未来産業の育成・拡大

基盤技術の供給を強化し、応用シーンとエコシステムの構築を加速することで、より多くの基幹的・先導的産業を育成し、産業発展の新たな優位性を構築する方針である。

新興産業については、次世代情報技術、新エネルギー、新素材、スマートコネクテッド新エネルギー車、ロボット、バイオ医薬、ハイエンド装備、航空宇

図表5 「産業基盤能力および競争力の強化」に向けた重点分野

	分野	概要
①	先端新材料	先端特殊鋼、高品質耐熱合金、超高純度金属、先進セラミックス、高純度石英材料、バイオ基盤材料、先進高分子材料、高性能繊維・複合材料、構造機能一体化材料などの革新的ブレークスルーを加速。レアアース機能材料、レア金属材料、超硬材料、軽量高強度合金などの高度化を推進。超伝導材料やメタマテリアルなどの先端材料の研究開発・応用を強化。
②	基礎部品・素子	高速精密ベアリング、高性能ギア・伝動装置、高信頼性油圧・空気圧シール部品、高性能モーター・制御システム、高精度ボールねじなどの中核的基礎部品の研究開発を加速。接続部品、センサー、機能性材料、光電デバイスなどの先進的で汎用性の高い基礎部品・素子の研究開発を推進。
③	基礎・産業ソフトウェア	国産OS（オペレーティングシステム）、データベース、ミドルウェア、プログラミング言語・コンパイラ、開発・試験ツール、クラウドコンピューティングソフトウェアなどの基礎ソフトウェア、研究開発設計系、生産制御系、経営管理系などの産業ソフトウェアを重点に、産業チェーン全体で技術開発と成果の実用化を推進。
④	基幹工作機械	高速・高精度・複合一体化の特性を備えたハイエンドNC（数値制御）工作機械などの加工設備の研究開発を推進。スマートNC（数値制御）システム、精密測定、機能部品の供給能力を向上。
⑤	ハイエンド計測機器	オンライン高効率・スマート検査、極限環境における制御・調整、高性能流量測定などの重点分野向け計測機器の研究開発を強化。量子計測やインライン計測などの新型計測・校正機器の研究開発を推進。
⑥	重大技術装備	大型クルーズ船、大型LNG（液化天然ガス）輸送船などの研究開発・設計・製造を推進。CR450高速鉄道などの中国標準の高速鉄道車両の試験・応用を推進。大型特殊冶金設備、重大石油化学プラント設備、電子専用設備などの研究開発・産業化を推進。系列化されたガスタービン、高落差・大容量水力発電ユニットなどの技術的ブレークスルーを加速。ハイエンド・スマート化された丘陵・山間地向け農業機械設備の研究開発・応用を推進。

出所) 新華社「中華人民共和國国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」（2026年3月）を基に作成

宙などの発展を加速し、地域ごとの産業クラスター形成や応用シーンの創出を促進する。また、自動運転や新型エネルギー技術、国産航空機などの重点分野の実用化を推進する。

未来産業については、量子技術、バイオ製造、水素エネルギーおよび核融合エネルギー、ブレイン・コンピュータ・インターフェース（BCI）、エンボディドAI、第6世代移動通信（6G）などを対象に、投資拡大やリスク分担メカニズムを整備し、研究拠点や先導区の形成を通じて成長基盤を構築する。併せて、知的財産保護や標準化、ユニコーン企業育成、規制改革などを通じて、産業イノベーションの発展エコシステムの整備も進められる。

図表6は、第15次5カ年計画における「新産業・新分野の育成・発展」に関わる重点領域を示したものである。新たな成長エンジンの形成を目的に、①集積回路（IC）、②エンボディドAI、③バイオ製造、④新型電池、⑤商業宇宙、⑥国産大型航空機、⑦低空装備、⑧グリーン水素エネルギー、⑨ブレイン・コンピュータ・インターフェース（BCI）、⑩ハイエンド医療機器の10分野が掲げられている。

これらは、将来の国際競争力を左右する次世代技術や産業分野に集中しており、技術革新の先導に

よる新産業の創出と産業構造の高度化を狙う国家戦略と位置付けられる。

③ サービス業の質の高い効率的発展の促進

サービス業については、能力拡充・質的向上行動を実施し、改革開放を深化させ、支援政策体系を整備することで、質・効率・競争力の全面的向上を図る。

生産性サービス業では、科学技術サービス、物流、金融、人材サービスの強化を通じて、製造業や農業との融合を進め、付加価値の高いサービスの比重を拡大する。生活サービス業では、介護、保育、健康などの包摂的サービスの拡充に加え、小売・外食や生活関連サービスの高度化、オンライン・オフライン融合を展開する。制度面では、参入規制緩和や対外開放、資金・用地支援、標準化や人材育成を通じて、持続的発展を支える環境整備を進める。

④ 現代的インフラ体系の構築

インフラ整備では、総合的な計画の強化、配置構造の最適化、統合・融合の促進、安全性・強靱性・持続可能性の向上を図る。総合交通体系では、高速鉄道や高速道路、港湾・空港の高度化に加え、効率的かつ一体的な交通ネットワークの構築を進める。

図表6 「新産業・新分野の育成・発展」に関わる重点領域

	分野	概要
①	集積回路 (IC)	成熟した製造プロセスの高度化・精緻化を推進し、先端プロセスの製造能力を向上させるとともに、重要設備・材料・部品の開発を加速し、高性能プロセッサ・高密度メモリの発展を推進。 ワイドバンドギャップ半導体産業の高度化を加速し、酸化ガリウムやダイヤモンドなどの超ワイドバンドギャップ半導体の産業化を推進。 メモリ・演算一体化 (ストレージ・コンピューティング一体化)、三次元集積、光電融合などの技術のブレークスルー・応用を推進。
②	エンボディドAI	実証・訓練フィールドの整備を統合的に推進し、仮想と現実の融合による協調的な訓練・進化を推進するとともに、フィジカルAIに関する研究を深化。 大小脳一体型エンボディドモデルおよびアルゴリズムを開発し、本体・中核部品などの重要技術のブレークスルーを推進。 人型ロボットなど各種形態の製品の高度化・実用化を加速。
③	バイオ製造	酵素製剤、バイオ種質のスマート設計、スマート発酵などの中核技術のブレークスルー、バイオ育種、バイオ化学工業、バイオ医薬、バイオエネルギーなどの分野の技術革新・応用を推進。 細胞・遺伝子治療薬、抗体医薬、核酸医薬、放射性医薬などの研究開発・応用を加速し、緊急時に対応可能なワクチン・医薬品の研究開発・生産能力を強化。
④	新型電池	大容量電極材料、高伝導率電解質材料、複合集電体などの重要材料の技術開発を加速するとともに、高精度コーティングや高速積層などのハイエンド製造装置・プロセスの開発を推進。 安全性・エネルギー密度の高い電池の応用を拡大し、新型スマート端末、新型蓄エネルギー、電動交通手段などの分野への応用を展開。
⑤	商業宇宙	大出力エネルギーシステム、汎用衛星搭載コンピュータ・ロケット機体構造の軽量化、衛星・ロケットの統合設計、再使用型打上げシステムなどの技術開発を推進し、衛星・ロケット製品の量産化・商業宇宙打上げ能力を向上。 宇宙領域の能動的防衛や群知能 (スウォームインテリジェンス) による運用制御などの技術の研究開発・応用を強化し、宇宙安全の状況認識・リスク防止能力を向上。
⑥	国産大型航空機	C919航空機の生産能力の向上およびサプライチェーンの整備を推進するとともに、C919の高地型などの系列機種、C909の派生型、新エネルギー航空機の研究開発・応用を展開。 C929航空機の技術開発を加速するとともに、長江1000Aエンジンの認証・実用化を推進。
⑦	低空装備	大型積載型固定翼無人機や長航続距離垂直離着陸機などの新型低空装備の研究開発を加速し、スマート飛行、電動推進、ハイブリッド動力システムなどの重要技術のブレークスルー、低空運航管理の強化、低コスト無人機の安全保障技術および製品の開発・応用を推進。
⑧	グリーン水素エネルギー	再生可能エネルギー由来の水素製造設備の水準を向上させるとともに、経済性と安全性を備えた大規模水素貯蔵・輸送技術の開発・実証を加速。 水素エネルギー関連インフラの配置を最適化するとともに、グリーン水素産業チェーンをグリーンアンモニア・メタノールや持続可能な航空燃料 (SAF) へと拡張し、交通、電力、工業などの分野における水素エネルギーの応用を拡大。
⑨	ブレイン・コンピュータ・インターフェース (BCI)	新型電極や専用チップなどの基盤的ハード・ソフトウェア、信号のエンコード・デコードアルゴリズム、中国語コーパス (言語データベース) などの重要技術の開発を加速し、脳疾患の診断・治療、運動機能のリハビリテーション、健康モニタリングなどの分野における応用を推進。
⑩	ハイエンド医療機器	超高性能CT (コンピュータ断層撮影)、高分解能MRI (磁気共鳴画像診断装置)、放射線治療システム、手術支援ロボット、生命維持装置などの新型診療機器の研究開発におけるブレークスルー・量産化・応用を推進。 重大な慢性疾患のリハビリテーション、神経刺激、心血管、整形外科治療などに用いる新型植込み・介入型医療機器の研究開発を推進。

出所) 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」(2026年3月) を基に作成

新型エネルギーインフラでは、再生可能エネルギーの拡大と電力網の高度化、蓄エネルギーやスマートグリッドの整備を通じて、低炭素で安全なエネルギー体系への転換を図る。水網整備では、防災、水資源配分、給水保障を強化し、統合的機能を向上させる。新型インフラでは、5G、計算力ネットワーク、衛星通信などを基盤に、デジタル・スマート化を支えるインフラ整備を推進する。

以上のように、第15次5カ年計画における産業政策は、伝統産業の高度化、新興・未来産業の育成、サービス業の発展およびインフラの整備を通じて、製造業を中核とする産業体系を再構築するとともに、産業チェーン・サプライチェーンの自立性および安全性の強化を図るものであり、発展と安全の一体

化を特徴とする産業戦略と位置付けられる。

2) 高水準の科学技術の自立自強の加速と新質生産力の発展の牽引 (第3編)

新たな科学技術革命および産業変革の機会を捉え、教育強国、科学技術強国、人材強国の建設を統合的に推進し、自主イノベーション能力を全面的に強化することで、「新質生産力」の創出を継続的に推進する^[3]。

① 独創的イノベーションおよび重要中核技術の研究開発の強化

技術主導と需要牽引、強みの強化と弱点の補強を

両立させる新型拳国体制の下で、より多くの象徴的な独創的成果を創出する。

重要中核技術の研究開発では、集積回路 (IC) や工作機械、ハイエンド計測機器、基礎ソフトウェア、先進材料、バイオ製造などの分野において、産業チェーン全体での研究開発と実用化を一体的に推進し、決定的な技術的ブレークスルーを目指す。また、AIや量子科学技術、バイオ、新エネルギーなどの先端分野に重点的な資源配分を行い、先見的技術開発と破壊的イノベーションの創出を促進する。さらに、財政支援や多元的資金投入、人材育成などを通じて基礎研究の比重を高め、独創的でハイリスクな研究を支える体制整備を進める。

図表7が示すように、①AI、②量子科学技術、③制御可能な核融合、④生命科学・バイオテクノロジー、⑤脳科学・類脳研究、⑥重大疾病の予防・治療および革新的医薬品の研究開発、⑦深海・深地・極地探査、⑧深宇宙探査の8分野が「先端科学技術のブレークスルー」に向けた重点分野として掲げられている。これらは短期的な産業化よりも

中長期的なブレークスルー創出に重点が置かれており、将来の国際競争力や安全保障の基盤となる技術の獲得を狙う国家主導型のイノベーション戦略と位置付けられる。

② 体系的イノベーション能力の向上

国家戦略科学技術力の構築を統合的に推進し、イノベーション資源の配分効率を高めるとともに、自主的かつ整備され、開放的かつ効率的な国家イノベーション体系の構築を進める。

国家実験室、研究機関、大学、リーディング企業の役割分担を最適化し、重大科学技術任務の推進と人材育成の中核拠点としての機能を強化する。また、財政資金の配分改革や研究者の裁量拡大、研究インフラやデータ基盤の整備を通じて資源配分の効率化と研究開発能力の向上を図る。さらに、国際共同研究やグローバル・イノベーションネットワークの構築を通じた競争力向上も目指す。

③ 企業の科学技術イノベーション主体としての地位の強化

図表7 「先端科学技術のブレークスルー」に向けた重点分野

	分野	概要
①	人工知能 (AI)	高性能AIチップ、高信頼基盤ソフトウェアスタックの開発を推進するとともに、モデルの基盤アーキテクチャの探究とイノベーションを加速し、解釈可能性や意思決定などの重要アルゴリズム研究を深化。 AIデータガバナンス・セキュリティ技術の研究開発・応用を強化。
②	量子科学技術	地上・宇宙一体型の量子通信ネットワークを構築するとともに、耐誤り性を備えた汎用量子コンピュータおよび拡張可能な専用量子コンピュータを開発し、量子精密測定に関する重要技術のブレークスルーを推進。
③	制御可能な核融合	重水素燃料サイクルの構築、材料照射試験、高性能レーザー、超電導磁体の製造など、核融合に関する中核技術のブレークスルーを図るとともに、重水素・三重水素 (D-T) 核融合燃焼などのプラズマ運転実験および複数の技術ルートの実現可能性検証を実施し、核融合の研究開発の実用化を推進。
④	生命科学・バイオテクノロジー	遺伝子編集、分子の精密送達、細胞のプログラミング・制御、先端オミクス研究を深化させるとともに、人工生命体系の合成、オルガノイドおよびおよびオルガン・オン・チップ、臓器製造、生体構造・機能イメージングなどの技術の開発を推進。 バイオエンジニアリング設計ソフトウェアツールの開発を推進。
⑤	脳科学・類脳研究	脳の認知・機能の原理を解明するとともに、神経活動の検出・制御などに関する革新的技術プラットフォームを構築し、脳の健康に対する予防的対応技術の研究を強化。 重大な脳疾患の予防、診断、介入、治療に関する新たな方法・製品の開発、類脳型汎用知能システムの構築を推進。
⑥	重大疾病の予防・治療および革新的医薬品の研究開発	エイズ、結核、ウイルス性肝炎などの感染症に対する予防・診断・治療技術体系を整備するとともに、がん、心血管・脳血管、呼吸器、代謝性疾患に関する早期スクリーニング・早期診断、精密医療、バイオ治療などの中核技術の研究を推進。 重篤で発症率の高い慢性疾患、重大感染症、希少疾患、小児用医薬品などを対象とした革新的医薬品の開発を推進。
⑦	深海・深地・極地探査	深海の典型的生態系の発見、海洋掘削、深海鉱産資源の開発、天然ガスハイドレートの採取、超深海油ガス開発などの任務を実施するとともに、深海無人化・スマート化技術の開発を加速。 「蛟竜」(有人潜水艇) 深海探査プロジェクト第3期を推進し、深海ステーションの建設を推進。 地球深部の探査および鉱産資源の探査装備の開発を推進し、「地球内部構造の可視化研究」などの基礎科学研究を展開するとともに、鉱産資源のスマート開発・利用に関する技術革新を促進。 「雪竜」(砕氷船) 極地探査プロジェクト第3期の建設を推進。
⑧	深宇宙探査	惑星探査プロジェクト第2期、地球近傍小惑星防衛プロジェクト、太陽系縁辺探査プロジェクトの実施を検討。 再使用型大型打上げロケットの開発を推進。 国際月面科学研究ステーションの建設を検討し、月探査プロジェクトを実施。

出所) 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」(2026年3月) を基に作成

企業意思決定、研究開発投資、成果の実用化・応用における主体的地位を確立し、イノベーション・産業・資金・人材チェーンの融合を促進する。

企業を中心に、プロジェクトや人材、データなどの資源配分を最適化し、国家科学技術計画への参画や主導企業の裁量拡大を通じて、研究開発の主体性を高める。また、企業主導の産学研連携を強化し、大学・研究機関とのコンソーシアム形成や成果の実用化を進める。制度面では、税制優遇、金融支援、ベンチャー投資、知的財産保護の強化などを通じて、企業の研究開発と成果活用を支える環境整備を推進する。

④ 教育・科学技術・人材の一体的な発展の推進

教育・科学技術・人材の一体化改革を深化させ、計画連携、政策協調、資源統合、評価運動を強化することで、科学技術の自主的イノベーションと人材の自主的育成の好循環を促進する。

教育・研究・人材政策の連携強化、戦略的人材の育成や資源配分の最適化を通じて、一体的な推進に向けた調整メカニズムを整備する。また、大学改革や重点分野への人材配置、学際教育や産学連携を通じて実践的かつ高度な人材の育成を加速する。さらに、成果の質や実効性を重視した評価体系への転換や人材流動の促進、海外人材の活用を通じて、イノベーション創出を支える制度環境の整備を進める。

以上のように、第15次5カ年計画における科学技術政策は、独創的イノベーションおよび重要中核技術の研究開発、体系的イノベーション能力の向上、企業の主体的地位の強化、教育・科学技術・人材の一体的な発展を通じて、科学技術と産業の融合を加速し、新質生産力の創出と技術主導型成長モデルの確立を目指す方針を示している。

3) デジタル中国の建設の着実な推進とデジタル・スマート化の発展水準の向上 (第4編)

デジタル化、ネットワーク化、スマート化の発展趨勢を踏まえ、中国が有する豊富なデータ資源、整備された産業体系、広範な応用領域といった優位性を活用しつつ、データ要素の潜在力を喚起するとともに、「AI+」行動の深化・拡張を通じて経済社会の発展およびガバナンス能力の向上を図る。

① 計算力・アルゴリズム・データの効率的な供給の強化

計算力インフラの整備、モデル・アルゴリズムの発展、高品質なデータ資源の供給を統合的に推進し、デジタル・スマート化の基盤を強化する。

国家レベルの計算力クラスター構築やクラウドとエッジの連携を進め、資源の集約化・グリーン化と利用の普及を図るとともに、中小企業の利用環境を改善する。また、AIの基礎理論や中核技術のブレークスルーを進めつつ、大規模モデルと産業特化型モデルの両立を図り、高度化・実用化を加速する。さらに、国家データ体系の構築や公共・企業データの開放、高品質データセット整備を通じて、データ資源の開発・利用を深化させる。

② デジタル・スマート技術の全方位的な活用の推進

「AI+」行動を全面的に推進し、AIと科学技術、産業発展、ガバナンスなどの融合を強化する。实体经济との融合では、次世代通信やクラウド、AI拠点整備を通じてデジタル産業を高度化するとともに、製造業のスマート化や産業インターネットの展開を通じて産業全体の高度化を推進する。生活領域では、教育、医療、介護、消費などの分野で活用を拡大し、スマート社会の実現と公共サービスの均等化を進める。政府ガバナンスでは、オンライン行政やデータ共有、AI活用を通じて行政サービスの効率化と向上を図る。

図表8は、「AI+」行動の概要を示したものであり、①科学技術、②産業発展、③消費高度化、④民生福祉、⑤ガバナンス能力、⑥国際協力の6分野においてAIの応用拡大が掲げられている。これらは研究開発から産業応用、社会実装、ガバナンス、国際展開まで一体的にカバーしており、AIを国家発展の基盤

図表8 「AI+」行動の概要

	分野	概要
①	AI+ 科学技術	AIにより駆動される新たな科学研究パラダイムおよび技術開発モデルの探究を加速し、科学大規模モデルの研究開発と応用を推進。 科学研究向けスマートプラットフォームおよび高品質な科学データセットの整備を推進するとともに、AIと量子科学技術、生命科学、新材料、新エネルギー、6Gなどの分野における技術的協同イノベーションを強化。
②	AI+ 産業発展	工業設計、試作・実証、生産、運用などの全工程におけるAIの実装を推進するとともに、電力システムの制御、エネルギー資源の探査・開発、新エネルギーの出力予測などの分野における応用シーンの革新を加速。 育種、生産管理、疾病予防・防除などの分野において農業のデジタル・スマート化を推進。 ソフトウェア・情報、金融・ビジネス、交通・物流などのサービス分野において、スマート端末およびスマートエージェントなどの広範な応用を推進。
③	AI+ 消費高度化	効率向上型や伴走型などのAIネイティブ型応用の開発を推進するとともに、AI対応のスマートフォンやパソコン、スマートロボットなどの次世代スマート端末の発展を促進し、スマート製品の新たな形態を模索。 スマートサービスによる新たな消費シーンを拡大し、AI体験センターの整備を推進するとともに、全シーンを一体的にカバーするスマートなインタラクション環境を構築。
④	AI+ 民生福祉	スマート学習パートナーやAI教師などの新たな教育モデルを創出し、個別最適化教育と個別化学習、スマート学習支援などの応用を深化。 高水準の個人向け健康アシスタントの普及を推進するとともに、基層医療機関におけるAI支援診療の活用を拡大。 文化の創作・制作・発信、観光サービス・体験などの分野におけるAIの革新的応用を推進。 住宅設計および居住のスマート化水準を向上させ、人と機械の協働による新たな就業形態を模索するとともに、エンボディAIの労働力不足や高リスク環境の現場への応用を推進。
⑤	AI+ ガバナンス能力	市場総合監督、安全生産監督、防災・減災・救助、社会治安管理、サイバー空間の擁護、生態環境保護などの分野におけるAIの活用を強化。 自然人、デジタルヒューマン、スマートロボットが協働する安全ガバナンス体系の構築を模索。
⑥	AI+ 国際協力	世界AI協力機関の設立を推進するとともに、「一帯一路」AI多国間協力プラットフォームおよび国際AI応用協力センターの構築を推進。 各国による規制枠組み、技術標準、倫理規範の共同策定を推進。 グローバルに開かれたオープンソース技術体系およびコミュニティ・エコシステムの構築を加速。

出所) 新華社「中華人民共和國国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」(2026年3月)を基に作成

技術として位置付ける包括的戦略といえる。

③ 健全で秩序ある発展エコシステムの構築

発展の促進と規律ある管理の両立を前提に、データに関する基礎制度・ルールを整備とAIガバナンスの強化を通じて、健全で安全かつ公平な発展環境の構築を推進する。

データの権利、流通、収益分配、安全管理のルールを整備し、全国統一のデータ市場と価格形成メカニズムの構築を進める。また、AIやプラットフォーム経済に対する法制度や倫理規範、リスク管理体制を整備する。さらに、データ越境流通やAIガバナンスの国際ルール形成に関与し、デジタル分野における対外的な影響力を強化する。

以上のように、第15次5カ年計画におけるデジタル政策は、計算力・アルゴリズム・データの供給強化、デジタル・スマート技術の全方位的応用を進めるとともに、データ制度とAIガバナンスの整備を通じて、健全で秩序ある発展エコシステムの構築を目指すものである。この政策では、デジタル・スマート化が単

なる技術政策にとどまらず、経済発展モデル、社会サービス、国家ガバナンス能力、国際競争力を再構築する戦略の中核として位置付けられている。

4) 強大な国内市場の構築と新たな発展構造の形成の加速 (第5編)

内需拡大を戦略的基点として位置付け、民生向上と消費促進、物的投資と人的投資の結合を通じて、消費と投資、供給と需要の好循環を促進し、需給の均衡を高い水準で実現することで、国内大循環の内生的原動力と信頼性を強化する。

① 消費の大幅な振興

消費振興特別行動を通じて、住民の消費能力を強化し、消費意欲を改善するとともに、質の高い供給を拡大し、商品・サービス消費の成長を促進する。

雇用拡大や所得向上、社会保障の充実を通じて消費能力と期待の安定を図るほか、介護・保育や文化・観光など多様で高度なサービス需要を喚起す

る。また、住宅や自動車などの耐久財の更新需要を促進するとともに、デジタル・グリーン消費や中高級消費の拡大も進める。併せて、制度整備や金融支援、インバウンド促進、消費者保護の強化を通じて、消費拡大を持続的に支える基盤を構築する。

② 有効投資の拡大

有効投資の内生的成長メカニズムを構築し、投資の合理的成長と総合的効果の向上を図り、国家戦略の支援、供給構造の最適化、民生需要の充足に対する投資の役割を一層発揮させる。

政府投資では、インフラに加え教育や医療など民生分野や人的資本への投資を拡大し、ハードとソフトを一体化した投資構造へ転換する。民間投資では、制度整備や権益保護を通じて参入を促進し、インフラやイノベーション分野への投資拡大を誘導する。また、雇用や所得に波及する投資を拡大するとともに、消費インフラの整備を通じた内需の持続的拡大を促進することで、投資と消費の好循環を形成する。

③ 全国統一大市場の構築の深化

全国統一大市場の構築を阻害するボトルネックや障害を取り除き、地方保護主義や市場分断を解消し、商品・生産要素・資源の広範で円滑な流動を促進する。

財産権保護や市場参入、信用、破産などの制度を全国的に統一し、公平で透明な市場ルールを確立する。また、地方保護主義や参入障壁を是正し、独占禁止や標準統一、法執行の強化を通じて健全な競争環境を整備する。さらに、物流・流通ネットワークや取引プラットフォームの統合、情報共有の促進を通じて商品や生産要素の円滑な流動と市場効率の向上を図る。

以上のように、第15次5カ年計画における国内市場政策は、消費振興、有効投資、全国統一大市場の構築を通じて、内需を戦略的基点とする新たな発展構造の形成を目指すものである。民生改善を通じた消費拡大、人的資本を含む投資構造の高度化、制度統一による市場の全国的統合が相互に関連してお

り、国内大循環の強化が経済モデル再構築の中核に据えられている。

5) 高水準の社会主義市場経済体制の構築の加速と質の高い発展の原動力の強化(第6編)

社会主義基本経済制度を整備し、経済体制改革の牽引的役割を発揮させることで、高水準の市場体系を構築し、マクロ経済ガバナンスの有効性を向上させ、社会全体の内生的動力とイノベーションの活力を喚起する。

① 各種経営主体の活力の十分な喚起

「二つのいささかも揺るぐことなく」を堅持・実行し^[4]、各種所有制経済の優位性の相互補完および共同発展を促進する。

国有企業改革では、国有資本を基幹分野や戦略産業に集中させつつ、分類別改革や市場化経営の導入により競争力と国家戦略遂行能力の強化を図る。また、民営経済については、民営経済促進法の着実な実施、制度整備や資金調達支援、参入機会の拡大を通じて成長を促し、国有企業との補完関係の下で経済全体の活力向上を目指す。さらに、規制緩和や行政効率化、法執行の適正化、財産権保護の強化を通じて、市場化・法治化・国際化された事業環境の構築を推進する。

② 要素の市場化配置体制・メカニズム整備の加速

生産要素の市場化改革を深化させ、生産要素の秩序ある流動チャネルを円滑化するとともに、新規資源の最適化と既存資源の活用を統合的に推進する。

土地・資本・労働・技術・データの市場による配置を拡大し、都市・農村統一の土地市場や全国統一の技術・データ市場の構築、人材移動を阻む制度障壁の解消を進める。また、需給に基づく価格決定を原則としつつ、エネルギーや公共サービス分野での市場化と公共性の両立を図る。さらに、低効率用地や遊休資産の再開発、国有資産の活性化、不動産投資信託(REIT)の活用などを通じて、新規投資に依存

しない成長基盤の強化を目指す。

③ マクロ経済ガバナンス体系の整備

マクロ調整および政府ガバナンスの水準を向上させ、内需主導、消費牽引、内生的成長による経済発展モデルの形成を促進する。

国家発展計画を軸に財政・金融政策の連携を強化し、カウンターシクリカル(逆周期)・クロスシクリカル(跨周期)調整^[5]や期待管理を組み込みつつ、成長・雇用・物価の安定を図る。財政制度では、予算統合やゼロベース予算、税制構造の見直しを通じて財政の持続可能性を高めるとともに、中央・地方関係の再調整と公共サービス支出の拡充を進める。金融体系では、金利の市場化や資本市場改革を進めつつ、直接金融の拡大や戦略分野への金融支援を強化する。併せて、金融監督およびリスク管理体制の強化を通じて、発展と安定の両立を図る。

以上のように、第15次5カ年計画における社会主義市場経済体制改革は、各種経営主体の活力を喚起しつつ、要素の市場化配置体制・メカニズムおよびマクロ経済ガバナンス体系の整備を通じて、国家戦略と市場メカニズムを組み合わせた高水準の市場経済体制の構築を図るものである。市場化改革を推進する目的は自由化そのものではなく、質の高い発展を持続的に支える制度的基盤の整備に置かれている。

6) 高水準の対外開放の拡大と協力・ウィンウィンの新たな局面の創出(第7編)

開放と協力、互惠・ウィンウィンを堅持し、制度型開放を着実に拡大しつつ、高水準の開放型経済新体制を構築し、質の高い「一帯一路」共同建設を推進することで、開放を通じた改革と発展の促進を目指している。

① 自主的開放の積極的拡大

国際的な高水準の経済・貿易ルールとの整合を図りつつ、開放を拡大し、国内外のルール、規制、管理、標準の相互接続・相互適合を促進する。

サービス業を中心に電気通信、インターネット、教育、文化、医療などの分野で市場参入を拡大し、外資規制の緩和や金融・データ分野の開放、人民元の国際化を推進する。また、知的財産保護、環境・労働基準、政府調達制度の改革などを通じて、透明で予見可能な制度環境の構築を図る。さらに、自由貿易試験区や海南自由貿易港など多様な開放プラットフォームを活用し、地域ごとの役割分担の下で段階的・選択的な開放を推進する。

② 貿易・投資協力の質と水準の向上

輸出入の協調および財とサービスの双方を重視する方針の下で、外資導入と対外投資を統合的に推進するとともに、国際貿易および投資協力における新たな優位性を形成する。

貿易では、輸出入の均衡を図りつつ、中間財貿易やサービス貿易、デジタル貿易、グリーン貿易を拡大し、越境EC(電子商取引)やオフショア貿易など新業態の育成を進めるとともに、輸入拡大による内需の喚起や産業高度化の支援も重視する。外資導入については、内国民待遇の徹底や投資環境の改善を通じて、先進製造業やハイテク分野への誘導、地域本部や研究開発拠点の設立を促進する一方、安全審査など管理体制も強化する。対外投資については、産業チェーンの合理的な国際配置を図りつつ、海外展開支援やリスク管理、権益保護の体制整備を進め、制度化された対外投資を推進する。

③ 「一帯一路」の質の高い共同建設

共同協議・共同建設・共有、開放・グリーン・廉潔、高水準・民生向上・持続可能という指導原則の下で、質の高い「一帯一路」共同建設の推進メカニズムを整備する。

政策対話や協力枠組みを深化させ、各分野で多層的な交流と協力モデルの革新を進める。また、鉄道、港湾、航空などのインフラ連結を強化し、陸・海・空・デジタルを統合した輸送・通信ネットワークの構築を推進する。さらに、デジタル経済やグリーン分野など新たな協力領域を開拓し、民生プロジェクトや人的交流を強化するとともに、投融資やリスク管理の体制整備を通じて持続可能な協力を実現する。

④ 人類運命共同体の構築の推進

グローバル開発イニシアティブ、グローバル安全保障イニシアティブ、グローバル文明イニシアティブおよびグローバル・ガバナンス・イニシアティブを通じて、中国の特色ある大国外交を推進し、「人類運命共同体」の構築に中国としての貢献を行う^[6]。

世界貿易機関（WTO）体制の維持や自由貿易圏の拡大、デジタル・AI分野の国際ルール形成への関与を通じて、公平で開放的な国際経済秩序の構築を目指す。また、多国間主義を基軸に、大国関係の安定化や周辺国・開発途上国との連携強化などを通じて、公正で包摂的な国際関係の形成を図る。さらに、気候変動や感染症、安全保障など地球規模の課題への対応や対外援助の拡充を通じて、責任ある大国としての役割を強化する。

以上のように、第15次5カ年計画における対外開放政策は、自主的開放の拡大、貿易・投資協力の高度化、「一帯一路」の質的転換、人類運命共同体の構築を通じて、国際循環を拡大しつつ、対外関係の主導権を高めようとするものである。開放は引き続き発展の重要手段であるが、その内容はより制度的・選択的・戦略的な性格へと変化しており、国際秩序の再編にも関与する姿勢が明確に示されている。

7) 国家安全体系と能力の現代化の推進とより高水準の「平安中国」の建設（第14編）

総体国家安全観を堅持し、新たな安全構造の構築を加速しつつ、国家安全の維持・形成における戦略的主導性を強化するとともに、中国の特色ある社会ガバナンスを通じて、社会の活力と秩序の両立を確保する。

① 国家安全保障体系と能力構築の強化

戦略を先導、政策を手段、法治を保障、リスク防止・管理を基盤とすることを堅持し、集中的・統一的で、効率的かつ権威ある国家安全指導体制を強化するとともに、国家安全戦略を策定・実施し、国家安全に関する法治体系、戦略体系、政策体系およ

びリスク防止・管理体系を整備する。

また、国家安全の重点分野および重要プロジェクトにおける調整メカニズムを強化し、緊急対応能力の向上を図るとともに、全プロセス・全要素の連携を促進し、統合的な安全保障体制を構築する。さらに、政治安全を最優先とし、政権・制度・イデオロギーの安全を堅持しつつ、外部からの影響力の浸透や体制の不安定化につながる脅威に対処するほか、重点分野における実戦的な安全能力の強化や国家機密の保護、科学技術を活用した基盤強化、新興分野への対応を進める。加えて、対外安全メカニズムの整備や海外安全保障体制の構築を通じて、制裁や域外適用への対応力を高める。

② 国家経済安全の保障

戦略物資の確保、システム上重要な分野における重大リスクの防止・解消、新産業・新業態・新たな応用領域における脆弱部分のリスク防止・管理能力の向上を通じて、安全保障能力の全面的向上を図る。

食糧安全保障では、国内生産を基軸に備蓄・流通・輸入を組み合わせ、穀物の基本的自給と供給安定を確保する。エネルギー・資源の供給保障では、石油・天然ガス・石炭の安定供給や戦略備蓄の拡充、鉱物資源の確保を推進するとともに、国際協力を通じた供給網強化を図る。重点分野のリスク管理では、不動産、地方政府債務、中小金融機関などのリスク抑制と長期的管理メカニズムの整備を通じて、システミックリスクを防止する。サイバーセキュリティ分野では、重要インフラ保護やデータ・情報管理を強化し、技術・制度両面から安全なデジタル環境の構築を推進する。

③ 公共安全ガバナンス水準の向上

公共安全体制を整備し、公共安全ガバナンスモデルを事前予防型へ転換し、生命・財産の安全を確実に守る。

食品・医薬品分野では、生産から消費までの全チェーン監督を徹底し、リスク源管理を強化するとともに、医薬品の品質管理と違法行為の取締りを強化する。安全生産分野では、重大事故の防止に向けて、

インフラの安全性向上や高リスク設備の更新、安全責任体制と法執行の強化を進める。緊急対応体制では、災害の監視・予測能力の向上、都市インフラの耐災化、指揮体制の強化、救援能力の向上、物資備蓄やリスク分担メカニズムの整備を進める。

④ 社会ガバナンス体系の整備

システムのガバナンス、法治によるガバナンス、総合的ガバナンス、発生源でのガバナンスを堅持し、社会ガバナンス制度を整備する。

基層社会では、「楓橋経験」を発展させ^[7]、党主導の下で自治・法治・徳治を融合し、ガバナンスの重心を基層へ移すとともに、住民参加型の統治を強化する。新興分野では、新経済組織や新就業形態への党建設と管理を強化し、社会組織やボランティアの育成・統制を進める。また、社会の安全と安定の維持に向けて、矛盾・紛争の発生源での解消、請願制度の法治化、治安対策や犯罪抑止の強化、デジタル技術の活用を通じたガバナンス能力の高度化を図る。

以上のように、第15次5カ年計画における国家安全保障政策は、政治安全を中核に据えつつ、国家安全体系と能力構築の強化、国家経済安全の保障、公共安全ガバナンス水準の向上、社会ガバナンス体系の整備を統合した全領域型の安全保障体系の構築を目指すものである。安全保障は従来のリスク対応の枠を超え、産業政策、資源配分、技術開発、対外関係を規定する上位概念として機能している点に本質的な特徴がある。

8) 中国経済のモデル転換の方向性

第15次5カ年計画の本質的な特徴は、中国経済の今後の方向性を個別政策の集合ではなく、①供給側（産業・技術・デジタル）、②需要側（国内市場・制度）、③対外関係（開放・安全保障）という3つの領域を有機的に結合した統合的な経済運営モデルとして提示している点にある。

まず、産業、技術およびデジタルは、このモデルの供給側を担う中核であり、先進製造業を中心と

する現代化産業体系の構築、新質生産力の形成、重要中核技術のブレークスルー、AIやデータを基盤としたデジタル・スマート化の推進などが掲げられている。特に、製造業の合理的比重の維持と高度化が強調されている点は重要であり、中国は依然として製造業を国家競争力の基盤と位置付けていることを示している。

次に、国内市場と制度は、供給側の高度化を支える需要基盤および制度的枠組みとして位置付けられている。消費の振興、有効投資の拡大、全国統一大市場の構築、経営主体の活力喚起、生産要素の市場化改革、マクロ経済ガバナンスの高度化は、いずれも単独の政策ではなく、供給と需要の好循環を形成するための制度的枠組みとして構成されている。とりわけ、全国統一大市場の構築は、地方保護主義や市場分断を是正し、生産要素の自由な流動と効率的な資源配分を実現することを目指しており、制度改革の中核に位置付けられている。

さらに、開放と安全保障は、国内経済を外部と接続しつつ、その安定性と持続性を確保する枠組みとして再構築されている。制度型開放の拡大、貿易・投資協力の高度化、「一帯一路」の質的転換などを通じて、中国は引き続き対外開放を推進する姿勢を示している。他方で、国家安全の対象は大きく拡張され、経済活動の広範な領域が安全保障の対象となっている。これは、対外開放を維持しつつ、その範囲や方式を安全保障の観点から選別・管理する方向への転換を意味する。

3. 今後の政策展望および日本企業への示唆

最後に、以上の分析を踏まえ、今後の政策展望および日本企業への示唆について検討する。

1) 今後の政策展望および推進における課題

今後の政策展望として、産業高度化と技術の自立自強の追求、内需主導型経済構造への転換、選択

的かつ制度型の対外開放の継続といった方向性は、中長期的に維持される可能性が高い。特に、先端技術分野における国家資源の集中投入、デジタル化と製造業の融合、教育・科学技術・人材の一体的改革などは、中国経済の構造転換を加速させる要因となり得る。

もっとも、このモデルの推進には少なからぬ課題も存在する。第1は、国家主導の強化と市場活力の維持との間に生じる調整である。重点分野への資源集中や国有部門の強化は効率的な動員を可能にする一方、資源配分の歪みを通じて民営企業の投資意欲や競争環境を抑制する要因となり得る。とりわけ、政策支援の重点化が進む中で、企業間の競争条件に差異が生じる可能性も指摘される。

第2は、技術の自立自強と国際協力の両立をめぐる制約である。新質生産力の形成に必要な先端技術をすべて自前で確保することは容易ではない。このため、必要な技術の確保には国際的な連携が不可欠であるが、米国をはじめとする西側諸国の対中規制の強化により、技術導入は制約されている。技術確保と国際連携とのバランスをいかに図るかが重要な課題となる。

第3は、内需拡大をめぐる需要制約と構造的要因の問題である。とりわけ、雇用・所得の不確実性や社会保障制度の不備は家計の予防的貯蓄を高め、消費性向の低下を招き、内需拡大の持続性を損なう。また、不動産市場の調整は資産価格の下落を通じて消費マインドを下押しするリスクがある。加えて、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化も、中長期的に内需の伸びを制約する要因となる。

第4は、安全保障の強化と制度型開放が求める透明性や予見可能性との間に内在するジレンマである。安全保障上の要請が制度運用に組み込まれる中で、規制の裁量は拡大する傾向にある。このため、外資企業は制度運用リスクを慎重に見極めざるを得ず、対外開放政策の実効性に影響を及ぼす可能性がある。中国が両者の両立を追究する姿勢は明確であるものの、その調整過程には不確実性が伴う。

2) 日本企業への示唆

第15次5カ年計画を踏まえた日本企業への示唆として、以下の3点を指摘する。

第1は、政策動向を踏まえた対中ビジネス戦略の再構築である。中国市場は依然として重要な成長機会を提供する一方、その参入や事業展開は産業政策、技術政策、安全保障政策の影響を強く受ける環境へと変化している。このため、政策の方向性や運用の変化を的確に分析し、それに基づく投資判断を行うことが必要となる。

第2は、競争と協力が併存する事業環境下における柔軟な対応である。技術分野では、中国が自立自強を加速させる中、外資企業の役割が限定される可能性がある。他方、外資企業が競争優位を維持し得る分野も依然として存在する。このため、自社の技術優位性を踏まえつつ、競争領域と協業機会を戦略的に見極めることが重要となる。

第3は、総合的なリスク管理体制の整備である。国家安全の要請が経済活動に組み込まれる中、事業環境の不確実性は一層増大している。企業は経済合理性を追求する一方で、安全保障上の要請にも対応する必要がある。両者のバランスをいかに取るかが重要な課題となる。このため、リスク分散とマネジメントの強化による事業継続性の確保が求められる。

総じて言えば、第15次5カ年計画は、発展と安全を統合した新たな経済モデルへの移行を明確に示している。このモデルは、従来の単純な開放・成長モデルとは異なり、高度に制度化され、安全保障を内包した複雑な構造を有する。したがって、日本企業は中国での事業展開において、第15次5カ年計画の内容を踏まえつつ、今後の政策動向を的確に分析・把握した上で、対中ビジネス戦略を再構築することが不可欠である。

2026年4月20日記

- 【1】 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」2026年3月13日
(<https://www.news.cn/politics/20260313/085af5de5a4b4268aa7d87d90817df2f/c.html>)
- 【2】 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第14次5カ年計画および2035年までの長期目標要綱」2021年3月13日
(https://www.xinhuanet.com/2021-03/13/c_1127205564.htm)
- 【3】 新質生産力とは「イノベーションが主導的役割を果たし、伝統的な経済成長方式や生産力発展から脱却し、ハイテク、高効率、高品質の特徴を持ち、新たな発展理念に適合する先進的な生産力の形態」と定義される。新質生産力の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2025年度1号「中国の産業高度化政策の現状と今後の展望」(https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2025_01.pdf)を参照されたい。
- 【4】 公有制経済をいささかも揺るぐことなく強固にし、発展させること、ならびに、非公有制経済の発展をいささかも揺るぐことなく奨励し、支援し、誘導すること、を指す。
- 【5】 カウンターシクリカルは景気変動による落ち込みを小さくする政策、クロスシクリカルは周期的な景気変動を跨いだ長期の成長に焦点を当てた政策を指す。
- 【6】 人類運命共同体とは、2012年11月に開催された中国共産党第18回全国代表大会（第18回党大会）で提唱された外交理念である。第18回党大会で総書記に就任した習近平氏は2013年3月、モスクワ国際関係学院において行った演説の中で、人類運命共同体の外交理念を初めて対外的に打ち出した。人類運命共同体の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2025年度2号「中国のグローバルサウス戦略の現状と展望」(https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2025_02.pdf)を参照されたい。
- 【7】 国民が相互に監視する治安維持活動。1960年代に浙江省紹興市諸暨市楓橋鎮で始まった治安維持の方法で、毛沢東氏が賞賛したことから全国に広がったとされる。

コラム2

合併会社に解散事由が生じ、日本企業が その解散を希望する場合に相手方当事者が これを拒否するとき、仲裁解決は可能か —日本法、香港法、中国内地法の比較法の観点から



村尾 龍雄

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター
1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。15の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

第一、はじめに

一、中国内地には旧「中外合資経営企業」時代^[1]から多数の日中合併会社が存在する。同時に、旧「外資企業法」時代【2】から、中国内地法上、外国企業と擬制される香港特別行政区（以下「香港」）及びマカオ特別行政区（以下「マカオ」）の企業、並びに、台湾の企業（港澳台資企業）を含む日本企業と外国企業との合併会社も多数存在する。

こうした合併会社の合併当事者間では、紛争解決方法として仲裁合意が置かれることが多い。仲裁合意の法的本質は、合併当事者が相互に自らの裁判を受ける権利^[3]を放棄して、合併契約（又は株主間契約。以下「合併契約」）から生じ、又は当該契約に関連する一切の紛争（以下「合併紛争」）について、合併当事者が合意する仲裁機関（例えば香港国際仲裁中心／HKIAC）において当該仲裁機関の規定する仲裁規則に従って解決することを約定する旨の契約（a contract or a legally binding agreement）である。

合併契約において仲裁合意が置かれるのが常態化する理由は（特に正式事実審理（trial）の手続きを要するcommon law法域において）裁判に時間と費用がかかり過ぎるのに対して、仲裁は裁判よりも相対的に時間が短く、費用が低廉だからである。こうした選択は常時逼迫する各国、地域の司法資源を「裁判によらざるを得ない事案」に限定

する効果を有するから、公益的観点からも推奨される。

二、ところで、合併会社が解散する場合の条件が

- 1, 制定法、並びに、
- 2, 合併契約及び合併契約を反映した定款^[4]

により規定される場合（以下引用する会社法第229条第1項第1号下線部参照）がある。制定法による場合として例えば「中華人民共和国会社法」^[5]（以下「会社法」）の次の規定がある。

- 第229条 会社は、次に掲げる原因により解散する。
- (一) 会社定款所定の営業期間が満了し、又は会社定款所定のその他の解散事由が出現したとき。
 - (二) 株主会が解散を決議したとき。
 - (三) 会社の合併又は分割により解散する必要があるとき。
 - (四) 法により行政処罰として営業許可証を取り消され、閉鎖を命ぜられ、又は取り消されたとき。
 - (五) 人民法院が第231条の規定^[6]により解散をさせるとき。
- 会社は、前項所定の解散事由が出現した場合には、10日以内に解散事由を国家企業信用信息公示システムにおいて公示しなければならない。

上記2つのうち「合併会社が解散する場合の条件が合併契約及び合併契約を反映した定款により規定される場合」において、当該条件が成就したときは、各合併当事者は合併会社（又は株主会招集権限を有する董事会）をして一定期間内（例えば条件成就後1カ月以内）に株主会を開催させ、かつ、各合併当事者は株主（株主有限会社の株主のみならず、有限責任会社の出資者を含む。以下、両者を総称して「株主」という）として合併会社の解散を決議する必要がある旨を規定すると仮定する。

この場合において、当該条件が成就したにもかかわらず、

- 1, 株主会の招集、開催の義務を負う合併当事者（董事会の過半数を占める董事を任命派遣する合併当事者）がこれを履行せず、又は
- 2, 株主会を開催したが、いずれかの合併当事者が合併契約に反して解散に賛成の表決をしない結果、解散を決議できない^[7]

という事態が生じ得る。

上記1, については、原則として株主招集権限を有する董事会が株主会の招集をしない場合、例外として監事又は10%以上の議決権付き株式を有する株主が株主会を招集できる旨の会社法の規定^[8]があるから、制定法の範囲内で克服可能である。

しかし、上記2, については、合併契約違反があるとしても、会社法上、解散の決議という合併会社の意思表示がない限り、解散はできないのだから、制定法の範囲内では克服が不可能である。

そこで、このような事態が生じた場合、合併当事者間の任意の交渉によるだけでは埒が明かなくときには、合併会社の解散を希望する合併当事者は、裁判又は仲裁により、合併会社の株主会による解散の決議という意思表示に代わる決定を得なければならない。

三、この場合、合併会社の株主会による解散の決議という意思表示に代わる決定を得ようとする紛争は合併紛争に該当するから、仲裁合意の文理だけを見れば、裁判ではなくて、仲裁により争うべきであるとの結論が導かれる。

四、しかし、合併会社の株主会による解散の決議という意思表示に代わる決定を得ようとする紛争は仲裁合意に基づき仲裁で解決できるものだろうか。この点に関する結論は以下で見る通り、日本法、香港法、中国内地法で異なる。そこで、本コラムでは仲裁の限界である仲裁付託可能性（arbitrability）^[9]とその法的根拠について、日本法、香港法、中国内地法の順に解説し、日本法及び香港法との比較法的視点により中国内地法の特徴を明らかにする。

五、仲裁付託可能性がない紛争について、漫然と仲裁を提起すれば、紛争解決に至る時間と費用が無

駄になるばかりか、弁護士においては弁護過誤となりかねない。世界的に仲裁を中心に紛争解決を図ろうとするpro-arbitrationの潮流が決定的な現在であるからこそ、「転ばぬ先の杖」として、本コラムが読者のお役に立てるとすれば幸いである。

第二、日本法の立場

一、仲裁法が規定する仲裁付託可能性

1, 仲裁法の趣旨はその第1条が「仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。」と規定しておりである。

2, 仲裁付託可能性について、仲裁法第13条第1項は「仲裁合意^[10]は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有する。」と規定する^[11]。

3, そうすると、日本法（仲裁法）上、合併会社の株主会による解散の決議に代わる意思表示を求める紛争が「当事者が和解をすることができる民事上の紛争」に該当するかが問題となる。

二、日本法の立場

1, 学説のうち多数説は、合併会社の株主会による解散の決議に代わる意思表示を求める紛争について、解散には株主である合併当事者だけでなく、会社債権者を中心とする第三者に対しても影響力がある対世効が認められる（日本会社法第838条^[12]）ことを考慮すると、和解可能性はないと判断すべきである、と述べる【13】。そうすると、当該紛争は日本法上、仲裁付託可能性はなく、裁判所の専属管轄に属すると解釈すべきであるとの結論が導かれる。

2, しかし、このような日本法の一律かつ硬直的な解釈について、香港法、中国内地法と比較すると、世界的なpro-arbitrationの傾向が認められる中で果たして妥当なものか、筆者の視点からすると相応に疑わしい（日本法の現行の解釈は香港法、中国内

地法を参照して改められるべきであると考え)。そこで、以下ではまず香港法の立場を検討する(第三、)。後述の中国内地法(第四、)とも比較していただきたい。

第三、香港法の立場

一、香港法における会社の解散

1, 香港法における会社の解散には、

- (1) 株主総会決議による任意の解散 (voluntary winding up) 及び
- (2) 裁判所による解散 (winding up by the court。強制的解散/compulsory winding upとも)

の2つがある。本コラムで問題となるのは(2)の場合である。

2, 裁判所による解散は、本コラムとの関係において破産となる場合を含めて次の3つの類型に集約される。すなわち、

- (1) 債務に基づく解散 (winding up upon the debt ground) か、
- (2) 通常定款が、会社が解散されるべきと規定する事由が発生した場合の解散か(注: 中国会社法第229条第1項第1号に相当)、又は
- (3) 正義と衡平の根拠に基づく解散 (winding up upon the just and equitable ground)

である。

3, これについてthe Companies (Winding Up and Miscellaneous Provisions) Ordinance (Cap. 32) 第177条第1項は次のとおり規定する。

英語原文	仮訳
177. Circumstances in which company may be wound up by court (1) A company may be wound up by the court if— (a)乃至(c)省略 (d) the company is unable to pay its debts; (e) the event, if any, occurs on the occurrence of which the articles provide that the company is to be dissolved; (f) the court is of opinion that it is just and equitable that the company should be wound up.	177. 会社が裁判所により解散される環境 (1) 会社は次の場合に裁判所により解散され得る。 (d) 会社がその負債を支払うことができない場合。 (e) 通常定款 ^[14] が、会社が解散されるべきと規定する事由(もしあれば)が発生した場合。 (f) 会社が解散されるのが正義かつ衡平に資するという意見を裁判所が有する場合。

4, 上記(d)乃至(f)のうち、(f) (winding up upon the just and equitable ground) について読者は理解しにくいと思われるので、以下、補助

解説を行う。

1) 香港を含むcommon law法域の法源には制定法 (statute) のほか、

ア、1066年のノルマン人による征服 (Norman Conquest) より前からイングランドに存在するアングロサクソン慣習法 (Anglo-Saxon customary law) に基づき12世紀に形成され始めた狭義のcommon law、及び、イ、イングランドにおいてア、より遅れて13世紀以降、徐々に形成されて、14世紀乃至15世紀に整備されたthe rules of equity (衡平法)

の2つの異なる法が含まれる(ア、及びイ、を合わせて広義のcommon law)。

2) 両者にはごく簡単に言えば、以下のような相違がある。

ア、狭義のcommon lawは古くは国王(又は女王)の裁判所により規律され、契約法 (contract law)、不法行為法 (law of tort) 等が含まれる。

イ、the rules of equity (衡平法) は、本来法の救済が付与されるべき事案であっても、狭義のcommon lawの権威主義、形式主義により救済されない社会的弊害が生じていたため、大法官 (Chancellor) が国王(又は女王)の裁判所では付与し得ない柔軟な救済 (エクイティ上の救済/equitable remedies) を付与すべく形成された。結果的妥当性を図るためのエクイティ的柔軟性を示すキーワードが正義と衡平の根拠 (just and equitable ground) である。The rules of equityの中核法は信託法 (law of trust) である。

ウ、このような歴史から、ア、の狭義のコモン・ロー裁判所とイ、のエクイティ裁判所はもともと別個独立した裁判所であったが、1873年(明治6年)乃至1875年(明治8年)に両裁判所は統合された^[15]。したがって、現在では訴訟物が狭義のcommon law由来かthe rules of equity由来かにより2つの法により異なる裁判所への提訴を判断する必要があるという状況にはない。

エ、しかし、制定法中に成文化 (codification) されたものを含めて、ある法又は法の原則が上記ア、又はイ、のいずれに由来するものであるかは意識される。そうすることが広義のcommon lawの法解釈

において有益だからである。

オ、なお、歴史的には契約法は狭義のcommon lawに由来するが、その伝統的救済である債務不履行 (breach of contract) を理由とする損害賠償請求 (damages) だけでは個別具体的事案の救済において不十分であるから、特定履行 (specific performance) や作為の差し止めを求めるインジャンクション (injunction) など、エクイティ上の救済 (equitable remedies) が契約法に導入されている。歴史的由来の区別は意識されつつも、両者が相対化する場面が認められる。

カ、会社はイングランドにおいて直接かつ連帯による無限責任を中核とするパートナーシップ (partnership) だけでは19世紀に特に隆盛を極めた産業革命に対応して、社会に散在する中小資本を集めて巨大資本化することができないという社会的弊害 (mischief) が認識された。そこで、その克服を立法目的として、間接有限責任 (株主は会社に出資した限度においてのみ会社債務に責任を持てば足りる) を本質として誕生したものである。

キ、もっとも、会社は広義のcommon lawから生まれたものではなく、最初からイングランドの会社法令 (現在のthe Companies Act, 2006 (UK)) –制定法– に基づき生まれたものであるから、広義のcommon lawと無関係かといえばそうではなく、例えば取締役が相当するdirectorsは

ア、狭義のcommon lawに由来するduty of care, skill and diligence (日本の善管注意義務に相当)、及び、イ、the rules of equityに由来するfiduciary duty (高度の忠実義務)

を負うが^[16]、特にイ、の基本的発想には信託法を応用してdirectors≒受託者 (trustee)、会社≒受益者 (beneficiary) とする発想が認められる(したがって、directorsが高度の忠実義務に違反して (breach of fiduciary duty)、会社財産 (≒信託財産 (trust property or trust corpus)) を自らの利益のために他へ移転した場合の追及効について、信託法に関して発展した法理を応用する法律構成がとられる)。

ク、以上を踏まえて正義と衡平の根拠に基づく解

散 (winding up upon the just and equitable ground) について検討すると、common law法域の会社法にthe rules of equityが反映される一面であり、他の制定法又は通常定款で規定された解散事由は認められないけれども、裁判官がエクイティに照らして、会社を解散することが正義と衡平に資すると確信する場合、そうする裁量を裁判所に認めるものである。

コ、当該場合にどのようなものが含まれるかは広義のcommon lawの基本原則に従い、制定法と並ぶ法源である裁判官が創造する法 (judge-made law) すなわち権威のある先例 (case authority) による(先例拘束力^[17])があるのは中核的判決理由であるratio decidendiであり、傍論であるobiter dictumを含まない)。そこで、当該場合の具体例を1つだけ挙げれば、会社の取締役が忠実義務の内実である利益相反回避義務に違反するなど、廉潔性の欠如 (lack of probity) が認められる場合 (Loch v John Blackwood Ltd[1924]AC783 at 788) がある。

カ、なお、近時、common law法域では特に大株主又は大株主が任命派遣したdirectorsに廉潔性の欠如が認められる場合にも、香港会社条例 (the Companies Ordinance, Cap.622) を含む広義のcommon law法域における会社法で不公平権利侵害 (unfair prejudice) の救済が規定されている。これは廉潔性の欠如などによる少数株主の権利侵害が生じた場合、少数株主が大株主に対して少数株主の保有する株式の買取り請求権 (put option) を付与するという制定法上の救済 (statutory remedy) である。したがって、驚くべきことに今なお当該救済が規定されない英国海外領土 (the British Overseas Territories^[18]) の1つであるケイマン諸島 (the Cayman Islands) の会社法 (the Companies Act(2025 Revision)) のような極端な例外【19】を除き、正義と衡平の根拠に基づく解散に代替して(会社を解散させない点で会社債権者保護等、公益に資すると判断され得る) 不公平権利侵害により対応するのが合理的であり、敢えて解散まで求めるのは過剰救済を求める不合理があるとして、少数株主がその請願

(petition) をしても、不公平権利侵害を選択すべきことを理由に棄却されることとなる(今なお正義と衡平の根拠に基づく解散が認容される例外的事由は、ケイマン諸島を除き、おそらく50%対50%の2社合併事業において合併当事者間に深刻な信頼関係の破綻が生じ、会社事項(company affairs) についていかなる決定もできないという deadlock case—この場合には救済されるべき少数株主が特定できず、不公平権利侵害により救済できない—等に限定されると思われる)。

二、香港法上、合併会社の株主会による解散の決議に代わる意思表示を求める紛争を仲裁により解決できるか

1, 以上の前提知識を踏まえて、香港法上、合併会社の株主会による解散の決議に代わる意思表示を求める紛争を仲裁により解決できるかを検討する。

2, まず香港には仲裁法としてthe UNCITRAL Model Lawに準拠するthe Arbitration Ordinance, Cap. 609がある。しかし、この制定法から直ちに当該問題に対する回答が得られるわけではない。

3, そこで、法源としての判例^[20]を見ると、まず債務に基づく解散(winding up upon the debt ground) について、概ね次の見解が示される。

1) 解散命令(a winding-up order) を下す権限は裁判所の専属的管轄事項(inherent jurisdiction) である。それは会社債権者を中心とする第三者に影響を与える(対世効のある) 対物的裁判権(jurisdiction *in rem*^[21]) に属すべきものであり、裁判所の裁量的な集団救済(a discretionary class remedy) に服すべきものだからである(筆者注: ここまでは日本法と共通であるが、2)、3) の検討が日本法よりも緻密であり、日本法が参照すべきところである)。

2) しかし、債務に関して、

ア、会社債権者が主張する債務の存否又は金額について争いがあり、
イ、債務が生じる原因となった契約に仲裁合意があり、当該仲裁合意が債務に関する紛争(ア、) をカバーしており、かつ、
ウ、会社が当該仲裁合意に基づき要求される、契約的に強制される紛争解決プロセス(例えば調停のような予備的プロセス) (そのようなプロセスが契約で規定されているならば) を開始する手続きを取っている

という場合、債務者が提起した解散の請願(petition^[22]) は一般的に棄却(dismiss。却下を意味するstrike outではない) されるか、又は(一時) 停止(stay) され、ア、の争点について先行して仲裁で解決すべきである(実務の圧倒的多数は妨訴抗弁により却下される日本法と異なり、停止である)。

3) 解散命令を下すのに解決が必要な争点(上記2) ア、) について仲裁裁決により債務の存在及び金額が確定すれば、

ア、棄却の場合、再度、解散命令を求める裁判を請願し、
イ、停止の場合、停止が終了して、裁判手続きが再開し、解散命令を下すべきか否かが判断される

こととなる。

4) 以上の発想は、

ア、裁判所の専属的管轄に属すべき解散命令の発出と
イ、解散命令を支える争点

を区別し、イ、の争点が契約的紛争の本質を有し、仲裁に馴染むものであれば、これについて仲裁付託可能性を認めるアプローチに立脚するものである。

4, 次に正義と衡平の根拠に基づく解散(winding up upon the just and equitable ground) について、概ね次の見解が示される^[23]。

1) 解散手続きは訴訟(an “action”) ではなく、裁判所は仲裁条例(Cap.609) 第20条^[24]により請願の当事者を仲裁に付託する必要はない。

2) しかし、裁判所は高等裁判所規則(the Rules of the High Court (Cap.4A)) に基づき、請願を(一時) 停止する裁量的管轄権を有する。

3) 正しいアプローチは当事者間の紛争の実体を特定し、紛争が仲裁合意によりカバーされているか否かを問うことである。

4) (債務に基づく解散のうち) 支払い不能(insolvency) の根拠に基づく解散の請願事案においては、請願者は全ての債権者に利用可能な集団的権利(a class right) を行使すべきである。したがって、当該請願は仲裁合意を含む契約に基づき行われるとしても、仲裁に付託され、停止されるということにはならない。

5) しかし、正義と衡平の根拠に基づく解散の請願の事案は異なる。当該事案では通常、会社は支払い可能(solvent) であり、しかも関連する集団はいずれも請願の関連当事者である会社及び株主に限定される。

6) そうすると、仲裁人には解散命令を行う権限はないが、株主の行為が合併契約の条項に違反するか否か(それゆえ正義と衡平の根拠を有するか否か) の問題は仲裁人により決定することができる。したがって、その限度で会社を解散する旨の請願を基礎付ける事実及び事項の決定には仲裁付託可能性がある^[25] (以下、3、2) 乃至4) 参照)。

5, 上記3、及び4、で示したロジックは「通常定款が、会社が解散されるべきと規定する事由が発生した場合の解散」にもそのまま妥当すると考えられる。

6, 以上より、香港法は日本法と異なり、

(1) 解散命令を下す権限が裁判所の専属的管轄に属することを認めつつ、
(2) 解散命令を支える争点に仲裁付託可能性を認めることができる場合、当該争点の限度で仲裁合意を有効とし、当該争点を仲裁により先行解決することを求め、
(3) その手段として裁判所は請願を棄却するか、又は(一時) 停止する

ことに留意すべきである。

第四、中国内地法の立場

日本法及び香港法と比較して、中国内地法はいかなる特徴を有するか。以下検討する。

一、「中華人民共和国仲裁法」の関係条項

「中華人民共和国仲裁法」^[26] (以下「中国仲裁法」) の関係条項は以下のとおりである。

第3条 平等な主体としての自然人、法人、非法人組織の間に発生した契約紛争その他の財産権益紛争については、仲裁することができる。

次に掲げる紛争は、仲裁することができない。
(一) 婚姻、養子縁組、監護、扶養及び相続にかかる紛争
(二) 法により行政機関が処理すべき行政紛争

二、司法解釈の関係条項(その1)

会社法に関する司法解釈^[27] である「「会社法」の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定(二)」^[28] 第2条には次の規定がある(以下の①②は筆者が読者の理解の便宜のために挿入した)。以下の下線部の文理を見ると、当該司法解釈は会社の解散が人民法院により判決されるべきことを予定しているように読める。

第2条 ①株主が会社解散の訴えを提起し、同時に②会社に対し清算をするよう人民法院に申し立てる場合には、人民法院は、②当該株主の提出した清算申立てについて受理をしない。人民法院は、人民法院が①会社解散を判決した後、民法典第70条、会社法第183条及びこの規定第7条の規定により、自ら清算を組織し、又は会社に対し清算をするよう人民法院に別途申し立てる旨を原告に告知することができる。

三、「会社強制清算事件を審理する際の業務に関する最高人民法院の座談会メモ」の記載

司法解釈のような法源性はないが、最高人民法院の裁判官の座談会の議事録である「会社強制清算事件を審理する際の業務に関する最高人民法院の座談会メモ」^[29] 13には次の記載がある。合併会社の株主会による解散の決議という意思表示に代わる決定を得ようとする紛争は「被申立人(合併会社) に解散事由が発生しているか否かについて被申立人(合併会社) が異議を提出する場合」ではなく、合併当事者が異議を提出する場合であるが、いずれにせよ当該「関係紛争について単独で訴えを提起し、又は仲裁により確認を受け(る)」ことが予定されていることに照らせば、当該紛争の仲裁付託可能性が肯定されるかのように読める。

第五、終わりに

一、中国内地法の特徴は、

- 1, 裁判所の専属的管轄に属すべき部分（会社の解散命令を下す権限）を残しつつも、その余の部分について仲裁付託可能性を容認する点で、最もpro-arbitration姿勢を鮮明にする香港法（及びその他のcommon law法域の法）と、
- 2, 合併会社の株主会による解散の決議という意思表示に代わる決定を得ようとする紛争について対世効を理由に一律に仲裁付託可能性を否定する硬直的な日本法

の中間に位置付けられ、2, から離れて、1, に近接する中間過程にあるものと評価し得る。筆者の予想では、いずれ日本法もpro-arbitration傾向を深め、香港法に近接するだろう。香港法の分析が最も緻密で、合理的だからである。

二、仲裁付託可能性の有無が不安定であることが実務的に深刻であるのは、

1, 香港法（及びその他のcommon law法域の法）を前提とする場合、

- (1) いきなり裁判所に合併会社の解散を提起（請願）しても、
- (2) 相手方合併当事者から解散事由の有無に関する争点について仲裁付託可能性がある旨の主張を背景とする妨害抗弁又は中間手続き（interlocutory proceedings）としての停止申立て（stay application）に直面し、当該抗弁又は申立てが認容されれば、当該争点を先決論点として仲裁合意に従って仲裁で争わなければならない

という点である。

2, Common law法域の裁判実務では、中間手続き（interlocutory proceedings）としての停止申立て（stay application）にも相応の時間と費用を要するから、①何らかの正当理由があり、かつ、②当該正当理由をクライアントに対して事前に十分に説明しないままに裁判の提起をし、その結果、停止申立てに直面して、それが裁判所により認容されることになれば、弁護過誤にもなりかねない。

3, ①の正当理由として、例えば私的紛争解決手段にすぎない仲裁における文書開示（document production）の手続きでは秘匿特権（privilege）が認められない文書等についての開示強制力が弱い（違反しても仲裁人の心証を害するという不利益が働くにすぎない）のに対して、common law法域の裁判所で請願できる場合、遥かに強力なdiscovery（この手続きに弁護士が協力しない場合、裁判所による懲戒事由になり得るから、弁護士

七、蘇州錦富技術株式会社及び科利爾潤克顯示技術有限会社の仲裁合意の有効性の確認申請事案（上海市第二中級人民法院(2018)滬02民特395号）

以上のとおり、四、乃至六、はいずれも会社の解散の仲裁付託可能性を否定する。しかし、近時、上海市中級人民法院の判決の下線部は香港法と同様の解釈を示した。当該判決には司法解釈のような法源性はないが、当該判決は、中国内地法が日本法同様の立場からよりpro-arbitrationの世界的潮流に沿う香港法の立場にシフトする傾向を示す契機となり得るものとして重要である。

本案において、双方当事者間で締結された「合資経営契約」第17.01条、17.02条等で約定された仲裁条項には、仲裁を請求する意思表示があり、仲裁事項および明確な仲裁機関が約定されており、「中華人民共和国仲裁法」が規定する有効要件に合致し、適法かつ有効である。現在、被申請人は当該仲裁合意に基づき、約定された仲裁機関に仲裁を申し立て受理されているが、申請人は、当該紛争は合併契約項下の紛争には属しないと抗弁している。ゆえに本案の紛争の実質は、当該仲裁紛争が「合資経営契約」の仲裁合意で約定された仲裁事項の範囲に属するか否かである。これに対し、本院は以下の通り分析する。

第一に、被申請人が提出した仲裁申請書によれば、被申請人は、双方が共同投資して開設した合併会社が設立以来、深刻な赤字であり、経営を継続する能力がなく、合併会社定款第72条に規定された解散条件に合致していると考えている。そのため、申請人に対し、「合資経営契約」第6.01(b)条に約定された「任命された取締役が本合併契約および定款に従って職務を遂行することを監督すること」を履行し、被申請人に協力して合併会社の解散事項を完了させるよう請求している。これに基づけば、現在双方に発生している仲裁紛争は、実質的に合併会社の解散問題における両株主間の権利義務の紛争である。

第二に、本案の「合資経営契約」第17.01条の約定によれば、合併契約もしくはその解釈、契約違反、終了または有効性に起因する、あるいはそれらに関連するいかなる紛争、矛盾または請求も、すべて仲裁に付して解決するものとされている。当該仲裁合意で約定された仲裁事項の範囲は「契約に関連するいかなる」紛争にも及び広範なものであり、双方が合併契約によって生じた権利義務の紛争であれば、上述の第17.01条の仲裁合意で約定された仲裁事項の範囲に該当する。したがって、前述の両者間の契約終了による会社解散等に起因する仲裁紛争は、当然に『合資経営契約』中の仲裁合意で約定された仲裁事項の範囲に含まれるべきである。申請人が主張する「当該紛争は合併契約項下の紛争に属さない」との主張を、本院は支持しない。

第三に、当事者が本案で争っている会社定款と合併契約の関係問題について、本院は以下の通り考える。合併契約は株主間で締結された会社の設立およびその他の株主資格に関連する権利義務の約定であり、株主間で法的効力を生じる。会社定款は合併会社の組織および運営規範であり、株主を拘束するだけでなく、会社および会社の役員らの行為についても規定する。両者は法律的性格が異なるものの、株主の権利義務に関わる際（株主の投資額、比率、指名取締役の人数、会長の選定等の会社管理事項など）においては、定款は通常、株主の合併契約中の権利義務を取り込むものである。したがって、両者は完全に相互に独立しているのではなく、権利義務の一体となり得る。よって、合併契約と会社定款の双方が特定の事項について約定している場合、双方が当該事項について紛争を生じたならば、当事者が定款または合併契約の約定のいずれを引用したとしても、紛争解決方式に関しては、すべて合併契約中の仲裁合意の拘束を受ける。本件において、申請人は双方の合併契約と会社定款の双方が取締役の権利義務および合併契約の終了事項について規定している状況下で、関連する定款項下の義務は合併契約とは完全に無関係であると主張しているが、これには根拠がなく、成立しない。

(二) 仲裁裁判に仲裁権限のない状況が存在するか否かについて

「中華人民共和国会社法」及び「最高人民法院の「会社法」適用に関する若干の問題の規定(二)」の規定に基づき、会社解散事件及び会社清算事件において、解散・清算される対象会社は事件の当事者であり、かつ解散・清算事件においては会社の事務及び事件外の利害関係人が関与する可能性があるため、当事者の会社解散・清算に関する請求は人民法院に対してのみ提出することができる。本件において、VEM社、SIMEST社の仲裁請求には主に以下が含まれていた。「当事者のすべての合併会社契約（すなわち「10月文書」と「12月文書」）及び附属の知的財産権に関する契約」を解消し、「10月文書」に基づき設立されたVEM（青島）機械設備有限公司を解散すること」、「被申請人に対し、申請人が「10月文書」及び「12月文書」の署名および履行により発生した損失の賠償として30万ユーロを支払うよう求めること」等である。上述の請求に対し、中国国際経済貿易仲裁委員会は以下の判決を下した。「2. 「10月契約」に基づき成立した会社は解散すべきである」、「5. 被申請人は、VEM社が合併会社に資本投入した設備および機械の減価償却費として、計30,000ユーロを支払うよう裁定する」、「7. 被申請人は、SIMEST社が合併会社に投入した損失（SIMEST社の資本投入分）として、計83,325ユーロを支払うよう裁定する」等である。上述の判決は会社の解散・清算事項に関わっており、仲裁権限を超えている。

六、中海石油化学株式会社有限公司及び山西華鹿陽坡炭鋳有限会社、山西華鹿熱電有限会社の解散紛争の申請に係る再審査民事裁定書（最高人民法院(2016)最高法民再202号）

最高人民法院（2016）最高法民再202号は民事裁定書であり、最高人民法院によるものであっても法源性はない。もっとも、最高人民法院の見解を示すものとして以下の抜粋に付した下線部は重要である。ここでも会社の解散の仲裁付託可能性は否定される。

本院は以下の通り考える。「中華人民共和国会社法」第182条（注：紛争当時のもの）は次のように規定している。「会社の経営管理に著しい困難が生じ、存続を継続することが株主の利益に重大な損失をもたらす場合で、他の手段では解決できないときは、会社の全株主の議決権の10パーセント以上を保有する株主は、人民法院に会社の解散を請求することができる。」。第180条は次のように規定している。「会社は以下の理由により解散する：……（五）人民法院が本法第182条の規定に基づき解散を命じたとき。」。これに基づき、会社がデッドロックに陥り、会社の自治が実現できなくなった状況下において、条件を満たす株主は人民法院に対して会社の解散を請求することができる。現行の法律は仲裁機関に対して会社の解散を裁決する権限を付与していない。仲裁機関が会社の解散を裁決することには法的根拠がないため、たとえ陽坡炭鋳の会社定款に会社の解散事項が規定されており、かつ本定款の執行により発生した、又は本定款に関連するいかなる紛争も中国国際経済貿易仲裁委員会へ仲裁を申し立てることができることと約定されていたとしても、その会社解散に関する仲裁合意は相応の法的効力を生じさせることはできない。華鹿熱電会社による、本案は仲裁に付して解決すべきであり、人民法院は受理すべきではないとの主張は成立しない。

七、強制清算申立てに対する受理について
13、申立人が被申立人に対し債権若しくは出資持分を享有するか否か又は被申立人に解散事由が発生しているか否かについて被申立人が異議を提出する場合には、人民法院は、申立人の提出した強制清算申立てについて受理しないものとする。申立人は、関係紛争について単独で訴えを提起し、又は仲裁により確認を受けた後に、別途人民法院に対し強制清算申立てを提起することができる。ただし、上記異議事項について効力を生ずる法律文書において既に確認されており、並びに企業法人営業許可証が行政処罰として取り消され、及び閉鎖を命じられ、又は取り消された等の解散事由の発生につき明確かつ十分な証拠のある場合を除く。

四、司法解釈の関係条項（その2）

司法解釈である「最高人民法院による中国国際経済貿易仲裁委員会（2009）CIETAC BJ裁決（0355）号の取消しに関する照会への回答」^[30]は以下の下線部のとおりであり、これによれば会社の解散について仲裁付託可能性は否定される。

貴院の京高法（2011）67号「中国国際経済貿易仲裁委員会（2009）CIETAC BJ裁決（0355）号裁決の取消しに関する請示」を受理した。検討の結果、以下の通り回答する。検討を経て、次のとおり回答する。

一、青島嘉成工程有限公司とVEM社（維意愛姆公司）との間で締結された『青島維意愛姆機械設備有限公司合併契約』においては、有効な仲裁条項が締結されておらず、青島嘉成工程有限公司は当該契約の紛争について仲裁を行うことに同意していない。ゆえに、仲裁庭は当該契約に起因する紛争に対する管轄権を有しない。事件に関わる『合併会社契約』は、青島嘉成工程有限公司、VEM社、SIMEST社（西門斯特公司）の三方により締結されており、明確かつ有効な仲裁条項が存在するため、仲裁庭は当該契約に起因する紛争について裁決を行うことができる。

二、「中華人民共和国会社法」第181条^[31]の規定に基づき、仲裁機関が会社の解散を裁決することには法的根拠がなく、仲裁権限のない状況に属する。

五、北京市高級人民法院の意見

司法解釈のような法源性はないが、北京市高級人民法院の意見（2011年3月4日付け京高法[2011]67号）は対世効を理由として一律に仲裁付託可能性を否定しており、日本法と同様の見解を示す。

は常にクライアントを説得してdiscoveryに積極的に協力させようとする－その指示をクライアントが聞かないならば辞任するため、クライアントも弁護士の指示に従わざるを得ない) を利用したいといった動機があるだろう。Discoveryは背任的な違法行為が介在するなど大株主の行為が悪質である場合に特に有効である。

4, とはいえ、(いずれかのcommon law法域の最高裁判所の先例は依然ないものの) common law法域では既にthe Court of Appealレベルの先例によりpro-arbitrationの傾向が決定的になったから【32】、上記3, の正当理由も今後は正当理由になり得ないだろう。

5, 会社の解散に関する仲裁付託可能性に関する予見可能性が担保された香港法(及びその他のcommon law法域の法)と異なり、裁判所の専属的管轄に属する解散命令(又はこれに相当する判決)を下す対象となる会社が日本又は中国内地にある場合、

- (1) 裁判所の専属的管轄に属すべき部分を残しつつも、
- (2) その余の部分について仲裁付託可能性を認めるか否かが不安定である

ために(中国内地法は既に不安定であり、日本法も今後のpro-arbitrationへの傾斜により不安定化する－従前の一律かつ硬直的な学説と香港法に沿う新たな学説がしばらくの間、拮抗する－だろう)、弁護士はいきなり(1)、(2)の全部について裁判を提起するのか、又は(2)について仲裁を先行するかで悩む結果となる。現状でこの問題を克服するためには、合併会社の株主会による解散の決議という意思表示に代わる決定を得ようとする紛争について(時間と費用がかかる選択であっても法的安定性を優先して)合併契約において仲裁合意外とする旨を明示し、すべて裁判により解決する旨を明記するほかないように思われる。

- 【1】 1979年7月1日第5期全国人民代表大会第2回会議採択、1990年4月4日第7期全国人民代表大会第3回会議改正、2001年3月15日第9期全国人民代表大会第4回会議第2回改正採択、主席令第48号令により改正、同日施行、2016年9月3日第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議により改正・公布、同年10月1日施行、その後、主席令第26号(2019年3月15日公布、2020年1月1日施行)により廃止。
- 【2】 1986年4月12日第6期全国人民代表大会第4回会議採択、同日公布、同日施行、2000年10月31日第9期全国人民代表大会常務委員会第18回会議における「『外資企業法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」に基づき改正・公布、同日施行、2016年9月3日第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議により改正・公布、同年10月1日施行。その後、主席令第26号(2019年3月15日公布、2020年1月1日施行)により廃止されている。
- 【3】 各国、地域における裁判を受ける権利の法的根拠は以下のとおりである。

- (1) 日本法: 憲法第32条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」
- (2) 香港法: the Bill of Rights Ordinance, Cap. 383

英語原文	仮訳
Article 10 Equality before courts and right to fair and public hearing All persons shall be equal before the courts and tribunals. (以下、省略)	第10条 裁判所における平等及び公正かつ公開の審理の権利 すべての人は裁判所及び審判所(*)において平等であるものとする。

(*) 香港における裁判所及び審判所は次のとおりである。

裁判所	審判所
1, the Magistrates' Court (裁判法院) 法的根拠: the Magistrates Ordinance, Cap.227 注意: 軽微な刑事事件のみを取り扱う (the Magistrates' Court以外の裁判所は民事、刑事の双方を取り扱う)。	1. the Small Claims Tribunal (小額債審裁處) 法的根拠: the Small Claims Tribunal Ordinance, Cap.338 注意: 75,000HKドル(約150万円)以下の小額訴訟を取り扱う。
2, the District Court (区域法院) 法的根拠: the District Court Ordinance, Cap.336	2. the Lands Tribunal (土地審裁處) 法的根拠: the Lands Tribunal Ordinance, Cap.17
3, the Court of First Instance (高等法院原訟法庭) 法的根拠: the High Court Ordinance, Cap.4	3. the Labour Tribunal (勞資審裁處) 法的根拠: the Labour Tribunal Ordinance, Cap.25
4, the Court of Appeal (高等法院上訴法庭) 法的根拠: the High Court Ordinance, Cap.4	4. the Obscene Articles Tribunal (淫褻物品審裁處) 法的根拠: the Control of Obscene and Indecent Articles Ordinance, Cap.390
5, the Court of Final Appeal (終審法院) 法的根拠: the Hong Kong Court of Final Appeal Ordinance, Cap.484	5. the Market Misconduct Tribunal (市場失當行為審裁處) 法的根拠: the Securities and Futures Ordinance, Cap.571
	6. the Securities and Futures Appeals Tribunal (證券及期貨事務上訴審裁處) 法的根拠: the Securities and Futures Ordinance, Cap.571
	7. the Competition Tribunal (競爭事務審裁處) 法的根拠: the Competition Ordinance, Cap. 619
	8. the Immigration Tribunal (入境事務審裁處) 法的根拠: the Immigration Ordinance, Cap. 115

(3) 「中華人民共和國憲法」第37条にはいわゆる適正手続き (due process) に関する次の規定はあるが、一般的な裁判を受ける権利はない。

第37条 中華人民共和國公民の人身の自由は、侵害を受けない。
いかなる公民も、人民検察院の承認若しくは決定又は人民法院の決定及び公安機関による執行を経ずして、逮捕されない。
不法拘禁その他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪又は制限することは、これを禁止する。公民の身体を不法に搜索することは、これを禁止する。

(4) 中国が1998年10月5日に署名した「市民及び政治的権利に関する国際規約 (B規約)」(the “International Covenant on Civil and Political Rights”) 第14条第1項 (Article 14(1)) には次の条項があるが、中国はB規約を批准していないので、法的拘束力はない。

英語原文	仮訳
Article 14 1. All persons shall be equal before the courts and tribunals. (以下、省略)	第14条 すべての人は裁判所及び審判所において平等であるものとする。

【4】 合併契約は通常、合併当事者間を法的に拘束する契約であり、定款は合併会社及び合併当事者(株主)を法的に拘束する契約であるが、合併契約の当事者に合併会社を入れるとしても、契約条項が会社法に抵触しない限り、その限度では合併会社に対してもお有効である。

【5】 1993年12月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第5回会議により採択、同日主席令第16号により公布、1994年7月1日施行、1999年12月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第13回会議により改正採択、同日主席令第29号により公布、同日施行、2004年8月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議により改正採択、同日主席令第20号により公布、同日施行、2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議により改正採択、同日主席令第42号により公布、2006年1月1日施行、2013年12月28日第12期全国人民代表大会常務委員会第6回会議により改正、同日主席令第8号により公布、2014年3月1日施行、2018年10月26日第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議により改正採択、同日主席令第15号により公布、同日施行、2023年12月29日第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議により改正採択、同日主席令第15号により公布、2024年7月1日施行。

【6】 会社法

第231条 会社の経営管理に重大な困難が生じ、継続して存続すれば株主の利益が重大な損失を受けることとなり、その他のルートを通じて解決することができない場合には、会社の議決権の100分の10以上を保有する株主は、人民法院に対し会社の解散を請求することができる。

【7】 解散は株主会の特別決議事項である。

(1) 有限責任会社

第66条 株主会の議事方式及び表決手続については、この法律に定めのある場合を除き、会社定款が定める。
株主会は、決議をするにあたり、過半数の議決権を代表する株主による採択を経なければならない。
株主会は、会社定款の変更及び登録資本の増加又は減少の決議並びに会社の合併、分割若しくは解散又は会社形式の変更の決議をする場合には、3分の2以上の議決権を代表する株主による採択を経なければならない。

(2) 株式会社

第116条 株主が株主会議に出席するにあたっては、保有する1つの株式につき1つの議決権を有する。ただし、種類株の株主を除く。会社が保有する自社の株式には、議決権がない。
株主は、決議をする場合には、会議に出席した株主が保有する議決権の過半数による採択を経なければならない。
株主は、会社定款の変更及び登録資本の増加又は減少の決議並びに会社の合併、分割若しくは解散又は会社形式の変更の決議をする場合には、会議に出席した株主が保有する議決権の3分の2以上による採択を経なければならない。

【8】 会社法

(1) 有限責任会社

第63条 株主会議は、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して主宰させる。
董事会が株主会議招集の職責を履行することができず、又は履行しない場合には、監事会が招集し、及び主宰する。監事会が招集せず、及び主宰しない場合には、10分の1以上の議決権を代表する株主は、自ら招集し、及び主宰することができる。

(2) 株式会社

第114条 株主会議は、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して主宰させる。
董事会が株主会議招集の職責を履行することができず、又は履行しない場合には、監事会、遅滞なく招集し、及び主宰しなければならない。監事会が招集せず、及び主宰しない場合には、連続して90日以上単独で、又は合計して、会社の100分の10以上の株式を保有する株主は、自ら招集し、及び主宰することができる。
単独で、又は合計して、会社の100分の10以上の株式を保有する株主が臨時株主会議の召集開催を請求する場合には、董事会及び監事会、請求を受領した日から10日以内に臨時株主会議を招集開催するか否かの決定をし、かつ、書面により株主に回答しなければならない。

【9】 日本法上は「仲裁適格」という用語が使用されるが、common law法域の判例上、問題となる「仲裁付託可能性があるか否か (whether arbitrable or not)」に依拠して本稿では仲裁付託可能性 (arbitrability) の用語によることとする。

【10】 仲裁合意について、仲裁法第2条第1項は「この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係 (契約に基づくものであるかどうかを問わない。) に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断 (以下「仲裁判断」という。) に服する旨の合意をいう。」と定義する。なお、仲裁法第13条第2項は「仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報 (ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。) その他の書面によってしなければならない。」と規定するから、要式契約である。

【11】 和解可能性が仲裁付託可能性を画するのは民法制定 (明治29 (1896) 年4月27日) に先駆けて制定された旧「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律」 (明治23年法律第29号) 第786条に由来し、1871年に成立したドイツ帝国において鉄血宰相ビスマルクが辣腕を振っていた「当時のドイツ民事訴訟法 (明治10年制定) を無修正に近い形で翻訳的に継受したもの」 (近藤昌昭ら「仲裁法コンメンタール」 (株式会社商事法務) 序文2) である。

旧「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律」第786条

一名又八数名ノ仲裁人ヲシテ争ノ判断ヲ為サシムル合意ハ当事者力係争ニ付キ和解ヲ為ス権利アル場合ニ限り其効力ヲ有ス

同法は制定後110年以上にわたり実質的な改正がなされなかったところ、「わが国の仲裁制度を国際的標準に合ったものとするため、1985年 (昭和60年) に国際連合国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law. 「UNCITRAL」と略称される。) が策定した国際商事仲裁模範法 (UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration. 以下「モデル法」という。) にできるだけ沿った内容」とすべく、現行の「仲裁法は、平成15年7月25日、第156回国会において成立し、同年8月1日、平成15年法律第138号として公布された」 (前掲序文1)。

【12】 日本会社法

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)
第百三十八条 会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

【13】 例えば中村達也「仲裁法概説」 (株式会社成文堂) p.47 ((d)会社関係事件)、小島武司・猪俣孝史「仲裁法」 (株式会社日本評論社) p.81 (ウ))

【14】 Common law法域における定款は、歴史的には、①基本定款 (the Memorandum of Association) と②通常定款 (the Articles of Association) に分かれるが、香港でも他の多くのcommon law法域同様、旧the Companies Ordinance, Cap. 32時代と異なり、2014年3月3日施行のthe Companies Ordinance, Cap. 622では①は不要であり、②のみが定款として法的に必要な文書である。

【15】 法的根拠はthe Supreme Court of Judicature Act, 1873及びthe Supreme Court of Judicature Act, 1875である。

【16】 日本会社法は取締役役に善管注意義務と忠実義務を課すが、両者は委任契約に基づく善管注意義務 (民法第644条) として呼称は違えども同質であるとの考え (同質説) が主流である。UKでは両者は前者が狭義のcommon lawに由来し、後者がthe rules of

equityに由来するものであって、依って立つ法がそもそも異なるから、日本法で言うところの異質説を採ることとなる。

【17】 先例拘束性には日本でも良く知られた最高裁判所 (UKのthe Supreme Court、香港のthe Court of Final Appeal等) を頂点とする上位裁判所の先例が下位裁判所を拘束する垂直的先例拘束力 (vertical stare decisis) のほか、日本でいう高等裁判所に該当するthe Cout of Appealが自らの先例に拘束され、時代の変遷等によりそれが「明白に誤っている (plainly wrong)」場合以外 (A Solicitor v Law Society of Hong Kong [2008] 2 HKLRD 576)、それを変更できないとする垂直的先例拘束性 (horizontal stare decisis) がある。

【18】 法的根拠はthe British Overseas Territories Act, 2002 (UK) である。

【19】 ケイマン諸島の会社法では制定法上の救済である不公平権利侵害はないから、香港やUKならば不公平権利侵害の救済を求めるべき事案において、すべて正義と衡平の根拠に基づく解散の請願がなされる。

【20】 The Court of First Instanceの判例であるLasmos Ltd v Southwest Pacific Bauxite (HK) Ltd [2018] 2 HKLRD 449等。

【21】 反義語は対人的 (in personam) である。

【22】 香港における裁判の開始事由には、求める裁判の性質如何により、①writ of summons、②originating summons、③motionのほか、④petitionがあり、解散 (winding up) の場合、④となる。

【23】 The Court of First Instanceの判例であるRe Quiksilver Glorious Sun JV Ltd[2014] 4 HKLRD 759等。

【24】 20. Article 8 of UNCITRAL Model Law (Arbitration agreement and substantive claim before court)

(1) Article 8 of the UNCITRAL Model Law, the text of which is set out below, has effect—

(1) “Article 8. Arbitration agreement and substantive claim before court

A court before which an action is brought in a matter which is the subject of an arbitration agreement shall, if a party so requests not later than when submitting his first statement on the substance of the dispute, refer the parties to arbitration unless it finds that the agreement is null and void, inoperative or incapable of being performed. (以下省略)

【25】 同旨のthe Court of Appeal of England and Walesの高度に説得的な (highly persuasive) 先例としてFulham Football Club (1987) Ltd v Richards[2012] Ch 333 (この判例は不公平権利侵害に関する事案に対するものだから、正義と衡平の根拠に基づく解散に関する説示は法的拘束力のない傍論—obiter dictum—にすぎない)、the Court of Appeal of the Cayman Islandsの権威ある先例としてFamily Mart China Holdings Co.Ltd. v Ting Chuan (Cayman Islands) Holdings Corporation (2020年4月23日判決) (<https://www.ciarbcaribbean.org/resources/articles/Newsletter%201-13%20CICA%27s%20CVS%20Judgment.pdf>) がある。

【26】 1994年8月31日第8期全国人民代表大会常務委員会第9回会議採択、1994年8月31日主席令第31号により公布、1995年9月1日施行、2009年8月27日第11期全国人民代表大会常務委員会第10回会議により改正採択、同日主席令第18号により公布、同日施行、2017年9月1日第12期全国人民代表大会常務委員会第29回会議により改正採択、同日主席令第76号により公布、2018年1月1日施行、2025年9月12日第14期全国人民代表大会常務委員会第17回会議により改正採択、同日主席令第54号により公布、2026年3月1日施行。

【27】 「司法解釈業務に関する最高人民法院の規定」 (2007年3月23日法発[2007]12号により改正、同年4月1日施行、2021年6月9日法発[2021]20号により改正、同年6月16日施行) 第6条は「司法解釈の形式は、「解釈」、「規定」、「規則」、「回答」及び「決定」の5種に分かれる。」とあり、また同第5条は「最高人民法院の発布する司法解釈は、法的効力を有する。」と規定するから、法源性 (人民法院が個別具体的事件に法を発見、解釈、適用する場合に依拠できる規範性) がある。

【28】 2008年5月12日最高人民法院法積[2008]6号により発布、同月19日施行、2014年2月20日最高人民法院法積[2014]2号により改正発布、同年3月1日施行、2020年12月29日最高人民法院法積[2020]18号により改正発布、2021年1月1日施行。

【29】 最高人民法院が法発[2009]52号により2009年11月4日に発布。

【30】 最高人民法院が〔2011〕民四他字第13号により2011年4月22日に発布。

【31】 紛争当時の会社法 (2005年) 第181条は次のとおりである。

第181条 会社は、次に掲げる原因により解散する。
(1)会社定款所定の営業期間が満了し、又は会社定款所定のその他の解散事由が出現したとき。
(2)株主会又は株主総会が解散を決議したとき。
(3)会社の合併又は分割により解散を必要とするとき。
(4)法により営業許可証を取り消され、閉鎖を命ぜられ、又は取り消されたとき。
(5)人民法院が第183条の規定により解散をさせるとき。

【32】 脚注25参照。

投資関連制度情報

「商業秘密保護規定」 について

2026年2月28日、国家市場監督管理総局は「商業秘密保護規定」を公布した。本規定は同年6月1日から施行される予定であり、これに伴い、原国家工商行政管理总局が公布した「商業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」（1995年11月23日原国家工商行政管理总局令第41号により公布）は、同日をもって廃止されることとなる。

一. 商業秘密に関連する主な法律規定

商業秘密の保護は、民事、刑事及び行政にまたがって規律されている。本章では、商業秘密に関連する主な法令について、その概要を紹介する。

1. 「中華人民共和国民法典」 (2020年5月28日発布、2021年1月1日施行)

民法典第123条は、商業秘密を知的財産権の客体の一つとして位置付けている^[1]。また、「民法典」第501条は、契約の締結過程において当事者が知り得た商業秘密その他の秘密保持が求められる情報について、契約の成立の有無を問わず、これを漏洩し、又は不正に使用してはならない旨を規定している。さらに、当該商業秘密又は情報を漏洩し、又は不正に使用することにより相手方に損害を与えた場合には、賠償責任を負うこととされている^[2]。

2. 「商業秘密侵害民事事件を審理する際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法

院の規定」(法釈[2020]7号、 2020年9月10日発布、2020年9月12日施行) (以下「商業秘密侵害民事事件の司法解釈」という。)

商業秘密侵害民事事件の司法解釈は、商業秘密に係る民事事件における法律の適用を対象として制定されたものであり、商業秘密の司法保護についてほぼ全面的な規定を設けている。

主な内容としては、商業秘密保護の客体、商業秘密の構成要件、秘密保持義務、権利侵害の判断、民事責任、民事事件と刑事事件が交錯する領域及び関連する手続に関する規定が挙げられる。

3. 「中華人民共和国刑法修正案 (十一)」(2020年12月26日 公布、2021年3月1日施行)^[3]

刑法修正案(十一)は、商業秘密侵害罪について重大な改正を行い、刑事責任の成立基準を最適化して、その要件を「情状が重大である」こととするとともに、最高法定刑を10年に引き上げた。また、同修正案は、商業秘密侵害罪の構成要件のうち、従来「商業秘密の権利者に対して重大な損害をもたらした」とされていた要件を、「情状が重大である」に改めた。その結果、条文に掲げられている、「(一) 窃取、贈賄、欺罔、脅迫、電子侵入その他の不正な手段により権利者の商業秘密を取得する行為、(二) 前号の手段により取得した権利者の商業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許可する行為、(三) 秘密保持義務に違反し、又は商業秘密の保持に係る権利者の要求に違反して、その

万元以上」^[6]である場合には、情状が重大であると認定すべきものとされた。

5. 「反不正競争法(2025年改正)」 (2025年6月27日改正、2025年10月15日施行)

「反不正競争法」は、1993年9月2日に公布され、三度の改正を経て、直近の改正は2025年10月15日に施行された。「商業秘密保護規定」は、「反不正競争法(2025年改正)」における関係条項を全面的に具体化するものであり、商業秘密保護の強化及び公平な競争市場秩序の維持を図るための制度的保障を提供している。

二. 「商業秘密保護規定」の中核条項

以上の法制度を前提として、以下では、本規定の中核となる条項の内容を整理する。

「商業秘密保護規定」(以下「保護規定」という。)では、体系的な行政法執行及び監督管理の枠組みが構築されている。同規定は、商業秘密の構成要件を定義するとともにこれを具体化し、事件の管轄、立件基準、権利者及び侵害行為の嫌疑がある者の証明責任、商業秘密侵害を構成しない状況、監督管理及び法執行の手段、法律責任、行政処罰及び裁量等について明確な規定を設けている^[7]。

1. 司法解釈との接続

1) コードを技術情報として保護客体に含めることの明確化

保護規定は、商業秘密侵害民事事件の司法解釈における技術情報及び経営情報の定義を統合するとともに、コードを技術情報として商業秘密保護の客体に含めることを明らかにした。

掌握する商業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許可する行為」という三種類の商業秘密侵害行為のいずれかを行為者が行い、かつ、情状が重大である場合には、商業秘密侵害罪が成立することとなった。

刑法修正案(十一)は、さらに「境外のため商業秘密を窃取し、偵察し、買い取り、又は不法に提供する罪」という罪名を新設し、刑法第219条の後に一条を追加して第219条の1とし、次のとおり規定した「境外の機構、組織又は人員のため、商業秘密を窃取し、偵察し、買い取り、又は不法に提供した者は、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科し、又は単科する。情状が重大である者は、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」。

4. 「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」(法釈[2025]5号、 2025年4月23日発布、2025年4月26日施行)

2025年4月23日、最高人民法院及び最高人民検察院は、刑法修正案(十一)に基づき、「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」(以下「知的財産権侵害刑事事件の司法解釈」という。)を発布した。知的財産権侵害刑事事件の司法解釈により、それまでの三つの関連司法解釈^[4]に含まれていた有効な規定が統合され、同時に、これら三つの司法解釈は廃止された。

不正な手段による商業秘密の取得について、知的財産権侵害刑事事件の司法解釈では、「窃取」、「電子侵入」等の不正手段の認定基準が明確化された^[5]。さらに、「情状が重大である」場合における刑事責任の成立基準が規定され、商業秘密侵害により損害をもたらした金額又は違法所得金額が「30万元以上」である場合、及び、商業秘密侵害により2年以内に刑事処罰又は行政処罰を受けたことがあり、その後に再度実施し、犯罪金額が「10

第5条 この規定において「商業秘密」とは、公衆により知悉されておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者が相応する秘密保持措置を講ずることを経た技術情報、経営情報等の商業情報をいう。

技術と関係する構造、原料、配合、材料、サンプル、様式、工程、方法、データ、アルゴリズム、コンピュータプログラム、コード等の情報は、前項にいう技術情報に属する。

経営活動と関係する創意、管理、販売、財務、計画、見本、顧客情報、データ等の情報については、第1項にいう経営情報に属する。そのうち、顧客情報には、顧客の名称（氏名）、住所、連絡方式及び取引の慣習、意向、内容等の情報を含む。

2) 段階的な成果、失敗にかかる実験データ、技術方案等も、規定に適合すれば保護を受けること

保護規定では、「段階的な成果又は失敗にかかる実験データ、技術方案等」が商業的価値の範囲に組み入れられた。

第7条 この規定において「商業的価値を有する」とは、商業情報が現実の、又は潜在的な価値を有し、権利者のため資産の増加、営業収入若しくは利益の増加、ユーザー数の増加、原価費用の低下、研究開発期間の短縮、取引機会の増加、商業上の信用・名誉又は商品の名声・名誉の向上等の商業利益又は競争の優位性をもたらすことができることをいう。

生産・経営活動において形成された、段階的な成果又は失敗にかかる実験データ、技術方案等が前項の規定に適合する場合には、商業的価値を有する事由に属する。

3) 秘密保持措置の合理的基準

商業秘密侵害民事事件の司法解釈を基礎として、リモートワークやクロスボーダー協力といった場面に焦点をあて、「権限の等級分け、データマスキング、操作ログの履歴記録等」の技術的な秘密保持措置が追加された。

第9条 この規定において「権利者が相応する秘密保持措置を講ずる」とは、権利者が商業秘密の漏洩を防止するため、商業秘密及びその媒体の性質、商業秘密の商業的価値等の要素に適応する合理的な秘密保持措置を講ずることをいう。

次に掲げる事由は、権利者が講ずる相応する秘密保持措置に属する。

(一) 秘密保持合意を締結し、又は契約において秘密保持義務を約定すること。

(二) 規則制度の確立、研修の展開、書面による告知等の方式を通じて、商業秘密に接触し、又はこれを取得することができる従業員、前従業員、供給業者、顧客、来訪者等に対し秘密保持の要求を提出すること。

(三) 秘密にかかわる工場建屋、作業場、実験室、事務室等の生産・経営場所への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はこれらに対し区分管理をすること。

(四) リモートワーク、クロスボーダー協力等の場面に焦点を合わせ、権限の等級分け、データマスキング、操作ログの履歴記録等の技術秘密保持措置を講ずること。

(五) 標記、分類、隔離、暗号化、封印保管、商業秘密及びその媒体に接触し、又はこれを取得することができる人員の範囲の制限等の方式により、商業秘密及びその媒体に対し区分管理を行うこと。

(六) 商業秘密に接触し、又はこれを取得することができるコンピュータ設備、ネットワーク設備、メモリー設備等に対し、使用、アクセス、保存、複製等を禁止し、又は制限する措置を講ずること。

(七) 離職従業員に対し、当該従業員が接触し、又は取得した商業秘密及びその媒体を登記し、返還し、消去し、又は廃棄し、継続して秘密保持義務を負うよう要求すること。

(八) その他の合理的な秘密保持措置を講ずること。

2. 反不正競争法との接続による、不正な手段による商業秘密取得行為類型の細分化

1) 商業秘密侵害に該当する四つの行為

反不正競争法第10条では、商業秘密侵害に該当する四つの行為類型が規定されている。具体的には、「不正な手段による商業秘密の取得」、「不正な手段により取得した商業秘密の開示、使用」、「秘密保持義務に違反した開示、使用」、及び「他人による商業秘密侵害に対する教唆、誘引、援助」である。

「反不正競争法」

第10条 経営者は、次に掲げる商業秘密侵害行為を実施してはならない。

(一) 窃取、贈賄、欺罔、脅迫、電子侵入その他の不正な手段により権利者の商業秘密を取得する行為

(二) 前号の手段により取得した権利者の商業秘密を開示し、使用し、又は他人が使用することを許可する行為

(三) 秘密保持義務に違反し、又は商業秘密の保持に関係する権利者の要求に違反して、その掌握する商業秘密を開示し、使用し、又は他人が使用することを許可する行為

(四) 他人を教唆し、誘引し、又は援助して秘密保持義務に違反させ、又は商業秘密の保持に関係する権利者の要求に違反させて、権利者の商業秘密を取得させ、開示させ、使用させ、又は他人が使用することを許可させる行為

経営者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織が前項に掲げる違法行為を実施した場合には、商業秘密の侵害とみなす。

第三者が商業秘密の権利者の従業員若しくは前従業員又は他の単位若しくは個人が第1項に掲げる違法行為を実施するのを明らかに知り、又は知るはずである場合において、なお当該商業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人が使用することを許可するときは、商業秘密の侵害とみなす。

この法律において「商業秘密」とは、公衆により知悉されておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者が相応する秘密保持措置を講ずることを経た技術情報、経営情報等の商業情報をいう。

2) 四種類の商業秘密侵害行為の具体的類型

保護規定第10条から第13条は、反不正競争法第10条に定められた四種類の商業秘密侵害行為について、それぞれ具体的に列挙している。商業秘密を侵害する「電子侵入」行為には、「不正プログラムの設置、脆弱性攻撃等」ととどまらず、「権利者のデジタル事務取扱システム、サーバー、メールボックス、クラウドストレージ、アプリケーションアカウント等に無断で進入すること」、及び「商業秘密を権利者の統制を受けない電子メールボックス、クラウドストレージ等のネットワークメモリ空間又は電子デバイスに無断でダウンロードし、又は伝送すること」も含まれる。また、保護規定第15条においては、一般的に商業秘密侵害に該当しない事由についても列挙されている。

第10条 経営者は、窃取、贈賄、欺罔、脅迫、電子侵入その他の不正な手段により権利者の商業秘密を取得してはならない。

次に掲げる事由は、この規定にいう不正な手段に属する。

(一) 授権を経ないで、又は授権範囲を超えて、権利者の統制下にある、商業秘密を含み、又はそこから商業秘密を導き出すことができる文書、物品、材料、原料等の媒体に無断で接触し、又はこれを占有し、若しくは複製すること。

(二) 財物その他の財産性利益の提供、人身への脅迫等の方式を通じて、権利者の従業員、前従業員又は他の単位若しくは個人に賄賂を送り、これを脅迫し、又は欺罔して自らのため商業秘密を取得させること。

(三) 授権を経ないで、又は授権範囲を超えて、権利者のデジタル事務取扱システム、サーバー、メールボックス、クラウドストレージ、アプリケーションアカウント等に無断で進入し、又は不正プログラムの設置、脆弱性攻撃等の技術的手段を通じて商業秘密を取得すること。

(四) 授権を経ないで、授権範囲を超えて、又は授権期間が満了した後に、商業秘密を権利者の統制を受けない電子メールボックス、クラウドストレージ等のネットワークメモリ空間又は電子デバイスに無断でダウンロードし、又は伝送すること。

(五) 権利者の商業秘密を取得するその他の不正な手段

第11条 経営者は、不正な手段により取得した権利者の商業秘密につき開示し、使用し、又は他人による使用を許可してはならない。

この規定において「開示」とは、商業秘密を権利者以外の第三者に漏洩し、又は商業秘密を大衆に公にし、関連する公衆が普遍的に知悉し、及び容易に取得するものとなることをいう。

この規定において「使用」とは、商業秘密を直接に使用し、商業秘密に基づき、関係する生産・経営活動を調整し、若しくは改善することをいう。

第12条 経営者は、秘密保持義務に違反し、又は商業秘密の保持に関係する権利者の要求に違反し、その掌握する商業秘密につき開示し、使用し、又は他人による使用を許可してはならない。

秘密保持義務又は商業秘密の保持に関係する権利者の要求には、一般に次に掲げる事由を含む。

(一) 労働契約、秘密保持契約、売買契約等の契約において商業秘密の保持を約定すること。

(二) 契約の約定がないけれども、契約の性質、目的及び取引慣習、商業道徳等に基づき、信義誠実の原則を遵守し、商業秘密を保持する義務を負うこと。

(三) 権利者が商業秘密を知悉する関係主体に対し秘密保持要求を提出すること。関係主体には、契約関係を通じて当該商業秘密を知悉し、及び研究開発、生産、検証、認証等の活動への参与を通じて当該商業秘密を知悉する主体を含むがこれらに限らない。

(四) 契約の約定がないけれども、権利者が規則制度又は合理的な秘密保持措置を通じて、従業員、前従業員、合作者等に対し、商業秘密の保持にかかる要求を明確に提出すること。

(五) 秘密保持義務を負い、又は権利者が商業秘密の保持に関係する要求を提出することにかかるその他の事由

実現することを保障するため、人民法院は、具体的な事案を踏まえ、侵害停止の具体的な方式、内容、範囲等を可能な限り詳細化することにより、裁判の執行可能性及び抑止力を強めることができると述べられている。

第25条 反不正競争法第26条の規定により違法行為の停止を命ずる場合には、違法行為の停止を命ずる期間は、一般に、関係する商業情報が商業秘密を構成しなくなるまで継続しなければならない。

違法行為の停止命令には、一般に次を含む。

(一) 権利侵害者に権利者の商業秘密の使用を停止するよう命ずること。ただし、権利者が同意する場合を除く。

(二) 権利侵害者に商業秘密の媒体を権利者に返還し、又は廃棄するよう命ずること。

(三) 権利侵害者に商業秘密を含む権利侵害製品又は中間品を廃棄するよう命ずること。ただし、権利者が買上げ、販売等のその他の処理方式を採用することに同意する場合を除く。

(四) 権利侵害者にその取得した権利者の商業秘密を除去するよう命ずること。

(五) 権利者の商業秘密を侵害する行為を停止するよう命ずるその他の命令

7. 情状が重大であることの認定基準

保護規定第26条は、「情状が重大である」場合について詳細に規定しており、これには、権利者にもたらされた直接損失の金額、権利者の生産経営活動に対して重大な不利な影響を及ぼすこと、及び処罰を受けた後2年以内に再度権利侵害行為を行ったかといった事由が含まれている。

第26条 次に掲げる事由は、反不正競争法第26条^[9]にいう情状が重大であるときに属する。

(一) 権利者にもたらした直接損失金額が比較的大きいとき。

(二) 権利者の生産・経営活動に対し重大な不利な影響をもたらしたとき。

(三) 国の利益及び社会公共利益に害を及ぼしたとき。

(四) 2年以内に商業秘密の侵害により行政処罰を受けた後、商業秘密の侵害行為を再度実施したとき。

(五) 情状が重大であるその他の事由

第19条 市場監督管理部門は、通報・手掛かりを接受した後、法により照合調査をし、かつ、立件するか否かを決定しなければならない。

照合調査を経て、次に掲げる条件に適合する場合には、立件しなければならない。

(一) 商業秘密を侵害する行為が存在することを初歩的に証明する証拠があり、かつ、法により行政処罰をするべきこと。

(二) 当該部門の管轄に属すること。

(三) 行政処罰をする法定期間内にあること。

5. 商業秘密事件における鑑定及び専門家意見の導入

保護規定第22条では、権利者及び侵害行為の嫌疑がある者は、いずれも法定の鑑定機構に委託して専門事項について鑑定を行わせ、又は専門知識を有する者に委託して専門意見を提出させることができる」と定めている。

第22条 権利者及び嫌疑にかかわる権利侵害者は、法定資質を有する鑑定機構に委託し、権利者の情報が公衆に知悉されているか否か、嫌疑にかかわる権利侵害者が使用した情報と権利者の情報とが実質的に同一であるか否か等の専門的な事項について鑑定をさせ、又は専門知識を有する者に委託し、上記事項について専門業務意見を発行させ、かつ、関係する鑑定結果又は専門業務意見を市場監督管理部門に提出させることができる。

6. 違法行為の停止を命ずる執行措置

保護規定第25条では、「違法行為の停止命令」に関する具体的な措置が詳細化されている。命令の具体的な措置については、最高人民法院が2026年2月28日に発布した指導的判例第273号「浙江吉某控股集团有限公司及び浙江吉某汽車研究院有限公司が威某汽車製造温州有限公司等を訴えたノウハウ侵害紛争事件」^[8]においても、「侵害の停止については、権利者が遅滞なく適法な権益を

権利者は、その商業秘密が侵害を受けたと認められる場合には、市場監督管理部門に対して通報することができる。その際は、初歩的な証拠資料及び具体的な手掛かりを提供しなければならない。保護規定第18条では、その類型を列挙しており、初歩的な証拠資料には、商業秘密の形成過程、秘密保持措置、商業価値等を初歩的に証明する資料が含まれ、具体的な手掛かりには、権利侵害者による取得、開示又は使用に関連する手掛かりが含まれる。

第17条 権利者は、その商業秘密が侵害を受けたと認める場合には、市場監督管理部門に対し通報することができる。

権利者は、通報する際、その商業情報が商業秘密に属する旨の初歩的な証拠資料及び当該商業秘密につき侵害を受けたという嫌疑にかかわる具体的な手掛かりを提供し、かつ、通報内容の真実性に対し責任を負わなければならない。市場監督管理部門は、業務の必要に基づき、通報者に通報資料を補充するよう要求することができる。

いかなる組織及び個人も、商業秘密の侵害にかかる事実を捏造して他人を誣告し、又は恐喝を実施してはならず、通報の権利を濫用して市場競争の秩序及び市場監督管理の秩序を攪乱してはならない。

第18条 権利者の商業情報が商業秘密に属することにかかる初歩的な証拠資料には、一般に次に掲げる内容を含む。

(一) 商業情報の形成過程及び形成時間

(二) 商業情報が公衆に知悉されておらず、又は第6条第2項に掲げる事由に属しないこと。

(三) 商業情報の商業的価値

(四) 権利者が当該商業情報に対し講じた秘密保持措置

(五) 権利者の商業情報が商業秘密に属することを証明することができるその他の証拠資料

次に掲げる手掛かりは、一般に商業秘密につき侵害を受けたという嫌疑にかかわる具体的な手掛かりとすることができる。

(一) 嫌疑にかかわる商業秘密侵害者（以下「権利侵害者」という。）が商業秘密を取得するルート又は機会を有することを表明する手掛かり

(二) 商業秘密の秘密保持措置が嫌疑にかかわる権利侵害者に不正な手段により破壊されたことを表明する手掛かり

(三) 商業秘密が嫌疑にかかわる権利侵害者に既に実際に取得されていることを表明する手掛かり

(四) 商業秘密が嫌疑にかかわる権利侵害者により既に開示され、若しくは使用されており、又は開示され、若しくは使用されるリスクがあることを表明する手掛かり

(五) 商業秘密が嫌疑にかかわる権利侵害者に侵害されたことを表明するその他の手掛かり

4. 立件手続

市場監督管理部門は、通報・手掛かりを受理した後、法により審査を行い、商業秘密侵害行為が存在することを初歩的に証明する証拠があり、かつ、法により行政処罰を行うべき事案であり、当該部門の管轄に属し、さらに、行政処罰の法定期間内にあるという条件に該当する場合には、立件しなければならない。

第13条 経営者は、他人を教唆し、誘引し、又は援助して秘密保持義務に違反させ、又は商業秘密の保持に関係する権利者の要求に違反させ、権利者の商業秘密につき取得させ、開示させ、使用させ、又は他人による使用を許可させてはならない。

次に掲げる事由は、他人を教唆し、誘引し、又は援助して商業秘密を侵害させる行為に属する。

(一) 明示又は暗示の方式により、他人をそそのかし、又はこれに指図して商業秘密を侵害させる行為

(二) 明示又は暗示の方式により、物質的報奨又は職位確約等の非物質的報奨を通じて他人を誘導し商業秘密を侵害させる行為

(三) 他人が商業秘密を侵害することを明らかに知り、又は知るべきでありながら、なお当該他人のため資金、技術、設備等の便宜条件を提供する行為

(四) 他人を教唆し、誘引し、又は援助して商業秘密を侵害させるその他の行為

第15条 次に掲げる行為は、一般に商業秘密を侵害する行為に属しない。

(一) 独立して発見し、又は自ら研究開発する行為

(二) 公開ルートから取得した製品について解体、測量・製図、分析等をして当該製品の関係技術情報を取得する行為

(三) 商業秘密の権利者の前従業員が、業務において累積した汎用知識、技能若しくは業種経験又は公開ルートを通じて取得可能な業種情報を利用して業務を展開する行為

(四) 違法犯罪行為を指摘し、国の安全及び社会公共利益を維持保護する等の必要に基づき、法により国家機関、又は行政職能を担う法定機構及びその業務人員に対し商業秘密を開示する行為

(五) 商業秘密侵害に属しないその他の行為

3. 商業秘密が侵害された際の通報

1) 管轄分掌

国家市場監督管理総局が、全国における商業秘密行政保護業務を組織し、指導する責任を負う。県級以上の地方市場監督管理部門は、当該行政区域内における商業秘密行政保護業務を担当し、ノウハウにかかる事件については、原則として、区が設置されている市級以上の市場監督管理部門がこれを管轄する。このほか、保護規定第29条は、境外における権利侵害行為に対するクロスボーダーの管轄規則についても定めている。

第3条 国家市場監督管理総局は、全国の商業秘密行政保護業務の組織及び指導に責任を負う。

県級以上の地方市場監督管理部門は、当該行政区域内の商業秘密行政保護業務に責任を負う。

ノウハウにかかる事件は、一般に区を設ける市級以上の市場監督管理部門がこれを管轄するものとし、業務の必要に基づき、国家市場監督管理総局の同意を経て、相応する法律執行能力を有する県級市場監督管理部門がこれを管轄することもできる。

第29条 中華人民共和国の境外において商業秘密侵害行為を実施し、境内の市場競争の秩序を攪乱し、境内の経営者の適法な権益を損なった場合には、反不正競争法及び関係する法律の規定により処理する。

2) 証拠資料及び通報・手掛かりの詳細化

【1】 「民法典」
第123条 民事主体は、法により知的財産権を享有する。知的財産権は、権利者が法により次に掲げる客体について享有する専有の権利である。

(一) 著作物

(二) 発明、実用新案及び意匠

(三) 商標

(四) 地理的表示

(五) 商業秘密

(六) 集積回路配置設計

(七) 植物新品種

(八) 法律に定めるその他の客体

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

主な新公布法令^[1]

(2025年12月から2026年1月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。)

会社設立・M&A

法令名:「外商投資を奨励する産業目録(2025年版)」の執行に係る事項に関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 公告2026年第13号

公布日: 2026年1月27日

施行日: 2026年2月1日

概要等: 2026年2月1日から、「目録(2025年版)」の範囲の外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む。以下同じ。)について、投資総額内で輸入される自己使用設備並びに契約に従い上記設備に伴い輸入される技術並びに付帯部品及び予備部品については、「外商投資プロジェクトで免税としない輸入商品目録」及び「輸入につき免税としない重大技術装備及び製品目録」に掲げる商品を除き、「輸入設備租税政策の調整に関する国務院の通知」(国発[1997]37号)及び税関総署公告2008年第103号その他の関連規定に従い関税の徴収を免除し、規則に従い輸入環節増徴税を徴収する。

税関管理

法令名: 税関監督管理貨物を境内運送する運送企業及びその運送手段にかかる管理事項をより一層明確にすることに関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 2025年第238号公告

発布日: 2025年12月4日

施行日: 2025年12月10日

概要等: 国際貿易「シングルウィンドウ」オンライン転関備案申請機能において、税関監督管理貨物を境内運送する運送企業は、当該企業及びその運送手段の備案、変更、抹消申請等の関連業務をオンラインで手続することができる。税関の監督管理の必要により、又はシステム故障等の原因により関連する電子データを正常に伝送するすべがない場合には、企業は、ペーパーベースの書類・証書資料を提供しなければならない。

法令名: 2026年関税調整方案に関する国務院関税税則委員会の通知

公布部門: 国務院関税税則委員会

文書番号: 税委会公告2025年第11号

公布日: 2025年12月26日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 2026年1月1日から、一部の商品の輸入関税税率及び税目について調整をする。

法令名: 税関登録登記及び備案企業信用管理弁法

公布部門: 税関総署

【2】 「民法典」
第501条 当事者は、契約締結の過程において知り得た商業秘密その他の秘密を保持すべき情報について、契約が成立するか否かを問わず、これを漏洩し、又は不正に使用してはならない。当該商業秘密又は情報を漏洩し、又は不正に使用して、相手方に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

【3】 「中華人民共和国刑法修正案(十一)」
二十二、刑法第219条を次のように改める「次に掲げる商業秘密を侵害する行為の1つをし、情状が重大である者は、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科し、又は単科する。情状が特に重大である者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。
(一) 窃取、贈賄、欺罔、脅迫、電子侵入その他の不正な手段により権利者の商業秘密を取得する行為
(二) 前号の手段により取得した権利者の商業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許可する行為
(三) 秘密保持義務に違反し、又は商業秘密の保持に係る権利者の要求に違反して、その掌握する商業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許可する行為
前項に掲げる行為を明らかに知りながら当該商業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用を許可した者は、商業秘密の侵害として処理する。

この条において「権利者」とは、商業秘密の所有者及び商業秘密の所有者の許諾を経た商業秘密使用者をいう。」。

二十三、刑法第219条の後に次の一条を追加し、第219条の1とする「境外の機構、組織又は人員のため、商業秘密を窃取し、偵察し、買い取り、又は不法に提供した者は、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科し、又は単科する。情状が重大である者は、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」。

【4】 「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の具体的な法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」(法釈[2004]19号)、「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の具体的な法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈(二)」(法釈[2007]6号)、「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の具体的な法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈(三)」(法釈[2020]10号)が同時に廃止された。

【5】 「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」(法釈[2025]5号)
第16条 不法複製等の方式を採用して商業秘密を取得した場合には、刑法第219条第1項第(一)号所定の「窃取」と認定しなければならない。授權を経ないで、又は授權を超越してコンピューター情報システム等の方式を使用して商業秘密を取得した場合には、刑法第219条第1項第(一)号所定の「電子侵入」と認定しなければならない。

【6】 「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」(法釈[2025]5号)
第17条 商業秘密を侵害し、次に掲げる事由の1つがある場合には、刑法第219条所定の「情状が重大」であるものと認定しなければならない。
(一) 商業秘密の権利者にもたらした損害金額が30万元以上であるとき。
(二) 商業秘密の侵害による違法所得金額が30万元以上であるとき。
(三) 刑法第219条又は第219条の1所定の行為を実施したことにより2年以内に刑事処罰又は行政処罰を受けたことがあり、その後再度実施し、損害をもたらした金額又は違法所得金額が10万元以上であるとき。
(四) 情状が重大であるその他の事由
商業秘密を侵害し、商業秘密の権利者に重大な経営難による破産若しくは倒産を直接にもたらし、又は金額が前項に相応して定める標準の10倍以上に達している場合には、刑法第219条所定の「情状が特に重大」であるものと認定しなければならない。

【7】 市場監督管理総局、2026年第1四半期定期記者会見を開催
http://www.scio.gov.cn/xwfb/bwxwfb/gbwfbh/gjscjqzj/202603/t20260323_966491.html

【8】 <https://www.court.gov.cn/shenpan/xiangqing/490461.html>

【9】 「反不正競争法(2025年改正)」
第26条 経営者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織が第10条の規定に違反して商業秘密を侵害した場合には、監督検査部門が違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の罰金を科する。情状が重大であるときは、100万元以上500万元以下の罰金を科する。

【1】 本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書(法令以外の文書)についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している(「-」は未確認の意)。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達 公布日: 2009年7月1日、施行日: 2008年1月1日(遡及適用)。
また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

文書番号: 第282号令

公布日: 2026年1月13日

施行日: 2026年4月1日

概要等: 税関登録登記及び備案企業並びに企業の関連人員の信用情報の採集、公示及び信用失墜情報の修復並びに企業信用状況の認定、管理等に、この弁法を適用する。

税務・会計

法令名: 「企業会計準則解釈第19号」の印刷発布に関する通知

公布部門: 財政部

文書番号: 財会[2025]32号

発布日: 2025年12月5日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 企業会計準則を深く徹底・実施し、執行において出現する問題を解決し、同時に、企業会計準則及び国際財務報告準則の持続的な同調を保持するため、我々は、「企業会計準則解釈第19号」を制定し、ここに印刷発布する。

法令名: 増値税法実施条例

公布部門: 国務院

文書番号: 第826号令

発布日: 2025年12月25日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 納税者は、増値税専用発票を発行するにあたり、売上額及び増値税額をそれぞれ列記しなければならない。一般税額計算方法を適用する納税者は、一般納税者とする。一般納税者には、登記制度を実行し、具体的な登記弁法は、国務院の税務主管部門がこれを制定する。自然人は、小規模納税者に属する。課税取引が経常的に発生せず、かつ、主たる業務が課税取引の範囲に該当しない非企業単位は、小規模納税者を選択することができる。

法令名: 2026年度申告納税期間を明確にすることに関する国家税務総局弁公庁の通知

公布部門: 国家税務総局弁公庁

文書番号: 税総弁徴科函[2025]64号

発布日: 2025年12月10日

施行日: 一

概要等: 「租税徴収管理法実施細則」第109条の規定に基づき、「2026年の一部の祝休日の手配に関する国務院弁公庁の通知」(国弁発明電[2025]7号)の要求を考え合わせ、ここに、毎月又は毎四半期の期間満了後15日内における申告納税を実行する各税種の2026年度の具体的な申告納税期間を次のように明確にする。

法令名: 「増値税一般納税者登記管理弁法」の廃止に関する国家税務総局の決定

公布部門: 国家税務総局

文書番号: 第62号令

発布日: 2026年1月1日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 「増値税法」及びその実施条例に基づき、国家税務総局は、2026年1月1日から「増値税一般納税者登記管理弁法」(国家税務総局令第43号)を廃止することを決定する。

法令名: 広告費及び業務宣伝費支出の損金算入に関する事項に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2025年第16号公告

発布日: 2025年12月22日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 化粧品の製造又は販売、医薬製造及び飲料製造(酒類製造を含まない。)企業に発生した広告費及び業務宣伝費支出であって、当該年度の販売(営業)収入の30%を超えない部分については、控除を許可する。超過部分は、以降の納税年度において繰り越して控除することを許可する。

法令名: 太陽光発電等製品の輸出税還付政策の調整に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2026年第2号公告

発布日: 2026年1月8日

施行日: 2026年4月1日

概要等: 一、2026年4月1日から、太陽光発電等製品の増値税の輸出税還付を取り消す。具体的な製品リストは、附属書1を参照する。二、2026年4月1日から2026年12月31日まで、電池製品の増値税

輸出税還付率を9%から6%に下方調整し、2027年1月1日から、電池製品の増値税輸出税還付を取り消す。

法令名: 境外機構が境内債券市場に投資することにかかる企業所得税及び増値税政策の継続実施に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2026年第5号公告

発布日: 2026年1月13日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 2026年1月1日から2027年12月31日まで、境外機構が境内債券市場に投資して取得した債券利息収入について、企業所得税及び増値税の徴収を暫定的に免除する。上記の企業所得税の徴収を暫定的に免除する範囲には、境外の機構が境内において設立した機構又は場所で取得した、当該機構又は場所と実際に関係する債券利息を含まない。

法令名: 財政電子手形・小切手の省を跨ぐ精算業務の全面的推進に関する財政部の通知

公布部門: 財政部

文書番号: 財綜[2026]3号

発布日: 2026年1月12日

施行日: 一

概要等: 社会公衆及び単位は、実際の必要に基づき、必要情報の実名を提出してデジタルアカウントを登録し、財政電子手形・小切手の集計、手形・小切手状態のリアルタイム同期に用い、かつ、手形・小切手のオンライン与信の流通をし、財政電子手形・小切手の省を跨ぐ精算業務を展開することができる。各省は、自身の実際を考え合わせ、財政部が開発したデジタルアカウントツールキットの使用を申請し、又は全国で統一された標準及び要求に従いデジタルアカウント機能を自ら開発・整備することができる。

法令名: 課税最低限標準等の増値税徴収管理事項に関する国家税務総局の公告

公布部門: 国家税務総局

文書番号: 2026年第4号公告

発布日: 2026年1月30日

施行日: 2026年1月1日

概要等: この公告は、2026年1月1日から施行する。「増値税小規模納税者の増値税減免等の政策に關係する徴収管理事項に関する国家税務総局の公告」(2023年第1号)は、同時にこれを廃止する。

法令名: 「輸出業務の増値税及び消費税の税還付(免除)管理弁法」の発布に関する国家税務総局の公告

公布部門: 国家税務総局

文書番号: 2026年第5号公告

発布日: 2026年1月30日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 「増値税法」等の関連する法律法規並びに輸出業務の増値税及び消費税政策に関する財政部及び税務総局の規定に基づき、この弁法を制定する。

法令名: 増値税納税申告の調整に關係する事項に関する国家税務総局の公告

公布部門: 国家税務総局

文書番号: 2026年第6号公告

発布日: 2026年2月1日

施行日: 2026年2月1日

概要等: 「増値税及び付加税・費用申告表(一般納税者に適用)」及びその附属資料、「増値税及び付加税・費用申告表(小規模納税者に適用)」及びその附属資料並びに「増値税及び付加税・費用予納表」及びその附属資料の一部の欄の記入要求を調整する。

法令名: 増値税の税徴収の具体的範囲に關係する事項に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2026年第9号公告

発布日: 2026年1月30日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 「増値税法」及び「増値税法実施条例」の關係規定に基づき、現行の政策及びやり方を継続し、ここに「9%増値税率を適用する貨物範囲注釈」及び「販売サービス、無形資産及び不動産注釈」を公布する。

法令名:「増値税予納税金管理弁法」の発布に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2026年第14号公告

発布日: 2026年1月30日

施行日: 2026年1月1日

概要等:「増値税法実施条例」の関係規定に基づき、現行の制度及びやり方を継続し、財政部及び税務総局は、「増値税予納税金管理弁法」を制定し、ここに公布をし、2026年1月1日から施行する。従前の規定とこの公告の規定とが一致しない場合には、この公告を基準とする。

法令名: 増値税仕入税額控除等の関係事項に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2026年第13号公告

発布日: 2026年1月30日

施行日: 2026年1月1日

概要等:「増値税法」及び「増値税法実施条例」の関係規定に基づき、現行の制度及びやり方を継続し、ここに、増値税仕入税額控除等の関係事項について公告をする。

法令名: 増値税課税取引売上額計算標準の明確化に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2026年第12号公告

発布日: 2026年1月30日

施行日: —

概要等: 納税者は、規定に従い輸入増値税の徴収が免除される貨物を代理輸入する場合には、取得した全部に税金を含め委託者から収受して代理支払いした貨物代金を控除した後の残額により売上額を計算する。納税者が委託者から収受して代理支払いした代金については、増値税専用発票を発行してはならず、普通発票を発行することができる。

法令名: 輸出業務の増値税及び消費税政策に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2026年第11号公告

発布日: 2026年1月30日

施行日: 2026年1月1日

概要等:「増値税法」及び「増値税法実施条例」の施行後の政策連接業務を適切にするため、現行の制度及びやり方を継続し、ここに、輸出貨物及びクロスボーダー販売サービス、無形資産に増値税及び消費税の税還付(免除)、免税又は税徴収政策を適用することに関する事項について公告をする。

その他

法令名: 対外貿易法

公布部門: —

文書番号: 主席令第67号

発布日: 2025年12月27日

施行日: 2026年3月1日

概要等: 高水準の対外開放を推進し、対外貿易の高品質の発展を推進し、対外貿易の秩序を維持保護し、対外貿易経営者の適法な権益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進し、かつ、国の主権、安全及び発展の利益を維持保護するため、憲法に基づき、この法を制定する。

法令名: 国家通用言語・文字法

公布部門: —

文書番号: 主席令第66号

発布日: 2025年12月27日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 境内で開催される国際展覧会、国際会議等において、そのマーク、プレート、宣伝品等に外国の言語・文字を使用する必要がある場合には、国家通用言語・文字を同時に使用しなければならない。

法令名: 漁業法

公布部門: —

文書番号: 主席令第63号

発布日: 2025年12月27日

施行日: 2026年5月1日

概要等: 外国人又は外国籍の漁業船舶が中華人民共和国の管轄水域に進入し、漁業生産又は漁業

資源の調査活動に従事するにあたっては、国务院の関係主管部門の認可を経て、かつ、本法及び中華人民共和国のその他の関係法律法規の規定を遵守しなければならない。中華人民共和国が締結し、又は参加する条約又は協定に規定がある場合には、条約及び合意に従い取り扱う。国务院の漁業漁政主管部門は、漁政・漁港の監督管理権を対外的に行使する。

法令名: 危険化学品安全法

公布部門: —

文書番号: 主席令第64号

発布日: 2025年12月27日

施行日: 2026年5月1日

概要等: 危険化学品の輸出入管理は、対外貿易に関する法律、行政法規及び規則の規定により執行する。輸出危険化学品が「輸出管制法」に定める管制品目にかかわる場合には、輸出管制に関する法律、行政法規及び規則の規定により執行する。輸入した危険化学品の保存、使用、経営及び運送の安全管理については、この法律の規定により執行する。

法令名:「郷鎮企業法」及び「外商投資企業及び外国企業が増値税、消費税、営業税等の租税暫定施行条例を適用することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」を廃止

公布部門: —

文書番号: 主席令第68号

発布日: 2025年12月27日

施行日: —

概要等:「郷鎮企業法」及び「外商投資企業及び外国企業が増値税、消費税、営業税等の租税暫定施行条例を適用することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」を廃止し、ここに公布する。

法令名:「刑事訴訟法」第292条に関する全国人民代表大会常務委員会の解釈

公布部門: 全国人民代表大会常務委員会

文書番号: —

発布日: 2025年12月27日

施行日: —

概要等: 全国人民代表大会常務委員会は、「立

法法」の関係規定及び司法実践の必要に基づき、「刑事訴訟法」第292条の欠席裁判手続における法律文書送達方式に関する規定に関する意義の問題を討論し、次のように解釈する。「刑事訴訟法」第292条において定める「被告人の所在地の法律により許可されるその他の方式」とは、被告人の所在地の法律、判例、慣例、司法実践等において定められ、承認され、認可され、又は受け入れられる各種の送達方式をいい、これには、郵送、公告、公示、電子等の送達方式を含むけれどもこれらに限らない。

法令名: 商事調停条例

公布部門: 国务院

文書番号: 国务院令第827号

発布日: 2025年12月31日

施行日: 2026年5月1日

概要等: 当事者は、商事調停合意について司法確認を申し立てることができ、具体的には「民事訴訟法」の関係規定により取り扱う。商事調停合意が中華人民共和国の領域外での執行にかかわる場合には、当事者は、関係する国際条約により管轄権を有する外国の主管機関に対し執行を申し立てることができる。商事調停組織が境外において業務機構を設立し、商事調停活動を展開することを支持する。

法令名: 薬品管理法実施条例

公布部門: 国务院

文書番号: 国务院令第828号

発布日: 2026年1月16日

施行日: 2026年5月15日

概要等:「薬品管理法」に基づき、この条例を制定する。薬品の研究製造、生産、経営、使用及び監督管理活動に従事するにあたっては、人民の健康を中心とすることを堅持し、科学的な規律及び論理の原則を遵守し、リスクを全面的に防御統制しなければならない。

法令名: 組織機構統一社会信用コード管理弁法

公布部門: 国家市場監督管理総局

文書番号: 第112号令

発布日: 2025年12月11日

施行日: 2026年2月1日

概要等: 登記機関は、経営主体登記手続をする際に、その統一コードを付与し、唯一の身分識別コードとして営業許可証に標記し、「一許可証一番号」を実行しなければならない。いかなる組織及び個人も、統一コードを偽造し、流用し、譲渡し、又は貸し出してはならない。

法令名: 商業銀行委託管理業務監督管理弁法（試行）

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 2025年第9号令

発布日: 2025年12月12日

施行日: 2026年2月1日

概要等: 商業銀行の委託管理業務の規範的で健全な発展を促進し、かつ、商業銀行の委託管理業務の監督管理を強化するため、「民法典」、「銀行業監督管理法」、「商業銀行法」等の法律法規に基づきこの弁法を制定する。

法令名: ネットワーク取引プラットフォーム規則監督管理弁法

公布部門: 国家市場監督管理総局・国家インターネット情報弁公室

文書番号: 第116号令

発布日: 2025年12月18日

施行日: 2026年2月1日

概要等: ネットワーク取引プラットフォームは、プラットフォームの規則の制定、改正及び執行を通じて、プラットフォーム内経営者のプラットフォームへの進入及び退出並びにプラットフォーム内の取引活動に対する管理を強化し、商品及びサービスの品質保障、消費者の権益保護、公平競争、信用管理、情報安全管理、未成年者ネットワーク保護、個人情報保護、ネットワーク及びデータ安全保護等の面の責任を法により具体化しなければならない。

法令名: ライブコマース監督管理弁法

公布部門: 国家市場監督管理総局・国家インターネット情報弁公室

文書番号: 第117号令

発布日: 2025年12月18日

施行日: 2026年2月1日

概要等: ライブコマースの監督管理を強化し、消費者及び経営者の適法な権益を保護し、かつ、ライブコマースの健全な発展を促進するため、「電子商取引法」、「消費者権益保護法」、「ネットワーク安全法」等の法律に基づき、この弁法を制定する。

法令名: 新エネルギー自動車廃棄・中古動力バッテリーの回収及び総合利用の管理にかかる暫定施行弁法

公布部門: 工業及び情報化部・国家発展改革委・生態環境部・交通運送部・商務部・市場監督管理総局

文書番号: 第73号令

発布日: 2025年12月31日

施行日: 2026年4月1日

概要等: 境内で販売し、又は使用する新エネルギー自動車の動力バッテリーを生産し、又は輸入するにあたっては、標準化され、解体が容易な設計案を優先的に採用し、無毒無害又は低毒低害で回収利用に便利な材料を使用しなければならない。国が使用を禁止する有毒有害物質を設計・使用してはならない。

法令名: 繊維製品品質監督管理弁法

公布部門: 国家市場監督管理総局

文書番号: 第119号令

発布日: 2025年12月25日

施行日: 2026年7月1日

概要等: 廃棄繊維製品又は再加工繊維のうち、汚染されていない繊維端材、製糸副産物及び洗浄した動物繊維は、生活用の中綿繊維製品の充填物又は敷物の原材料とすることができ、汚染されていない繊維製品端材又は再加工繊維は、消毒工程処理を経た後に限り、布張り家具等の製品の充填物又は敷物の原材料とすることができる。再加工繊維を利用して下着又は乳幼児繊維製品を生産することを禁止する。リサイクル化学繊維を利用して乳幼児用の中綿繊維製品の充填物及び敷物を生産することを禁止する。リサイクルしたポリエステル繊維を除く。

法令名: 反マネーロンダリング特別予防措置管理弁法

公布部門: 中国人民銀行・外交部・公安部・国家安全部・司法部・財政部・住宅都市・農村建設部・市場監督管理総局

文書番号: [2026]第1号令

発布日: 2026年1月13日

施行日: 2026年2月16日

概要等: いずれの単位及び個人も、法により、次に掲げる名簿に掲げられた対象に対し反マネーロンダリング特別予防措置を講じなければならない。
(一) 国の反テロリズム業務指導グループが認定し、かつ、その弁公室が公告したテロ活動組織及び人員の名簿、(二) 外交部が発布した、国際連合安全保障理事会決議執行通知における特定対象金融制裁にかかわる組織及び人員の名簿、(三) 中国人民銀行が認定し、又は国の関係機関と共同して認定した、重大なマネーロンダリングリスクを有し、措置を講じなければ重大な結果を生ずるおそれのある組織及び人員の名簿。この弁法にいう反マネーロンダリング特別予防措置には、第2条に定める名簿に掲げられた対象及びその代理人、その指図を受ける組織及び人員並びにその直接又は間接に支配する組織に対し金融等のサービス又は資金若しくは資産を提供することを直ちに停止し、関連資金及び資産の移転を直ちに制限すること等を含む。

法令名: 銀行保険機構許可証管理弁法

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 2026年第2号令

発布日: 2026年1月27日

施行日: 2026年6月1日

概要等: 弁法施行前に既に発行されている保険許可証は、2028年6月1日まで継続して有効である。関連機構は、当該締切日までに証書発行機関に対し金融許可証の交換受領を申請し、かつ、従前の保険許可証を返納しなければならない。「銀行保険機構許可証管理弁法」（中国銀行保険監督管理委員会令2021年第3号）及び「銀行保険機構許可証管理の強化に関する国家金融監督管理総局弁公庁の通知」（金弁便函[2023]515号）は、同時にこれらを廃止する。

法令名: 国家金融監督管理総局行政許可実施手続規定

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 2026年第1号令

発布日: 2026年1月5日

施行日: 2026年3月1日

概要等: 国家金融監督管理総局及びその派出機構が実施する行政許可行為を規範化し、行政許可手続を明確化し、行政許可効率を引き上げ、かつ、申請人の適法な権益を保護するため、「行政許可法」、「銀行業監督管理法」、「保険法」等の法律及び行政法規に基づき、この規定を制定する。

法令名: ネットワーク販売重点工業製品の品質安全監督管理規定

公布部門: 国家市場監督管理総局

文書番号: 第110号令

発布日: 2025年12月8日

施行日: 2026年12月1日

概要等: この規定にいうネットワーク販売重点工業製品には、工業製品生産許可又は強制性製品認証管理を実施する工業製品並びに人身の健康及び生命財産の安全にかかわり、かつ、強制性国家標準の要求がある工業製品を含む。食品、薬品、化粧品、医療機器、特種設備等の法律法規に別段の定めのある製品を除く。国家市場監督管理総局は、ネットワーク販売重点工業製品についてリスト管理を実施し、「ネットワーク販売重点工業製品リスト」を制定し、調整し、かつ、公表する。

法令名: 保険会社の関連業務にかかるリスクファクターを調整することに関する国家金融監督管理総局の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 金規[2025]24号

発布日: 2025年12月1日

施行日: —

概要等: 保険会社の保有期間が3年を超える上海・深圳（CSI）300指数の構成銘柄及び中証特別配当低変動100指数の構成銘柄にかかるリスクファクターは、これを0.3から0.27に下方調整する。当該保有期間は、過去6年の加重平均保有期間に基づき確定する。保険会社の保有期間が2年

を超える、科学技術イノベーション・ボード上場普通株にかかるリスクファクターは、これを0.4から0.36に下方調整する。当該保有期間は、過去4年の加重平均保有期間に基づき確定する。

法令名: 薬品価格登記照会サービスの展開に関する国家医療保障局の公告

公布部門: 国家医療保障局

文書番号: —

発布日: 2025年12月2日

施行日: 2025年12月2日

概要等: 薬品上市許可保有者が薬品価格情報照会証憑のその他の言語バージョン、薬品価格の比較、公証等のその他のオプションサービスを取得する必要がある場合には、運営単位が法律法規により市場公平の原則に従い有償サービスを提供する。

法令名: 輸入食品・薬品物質分類管理措置の試行実施に関する公告

公布部門: 税関総署・国家衛生健康委員会・市場監督管理総局・国家薬監局

文書番号: 2025年第237号公告

発布日: 2025年12月3日

施行日: 2025年12月3日

概要等: 輸入食品・薬品物質のリスト化管理を試行実施し、かつ、動態更新することについて、具体的には、「輸入分類監督管理を試行実施する食品・薬品物質リスト」を照会することができる。薬用の用途で輸入される食品・薬品物質を保健食品原料に用いることができる場合を除き、輸入企業は、商品の用途を変更してはならず、非申告用途に用いる企業又は個人に商品を販売してはならない。

法令名: 「金融リース会社ファイナンスリース業務管理弁法」の印刷発布に関する国家金融監督管理総局の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 金規[2025]25号

発布日: 2025年12月4日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 金融リース会社のファイナンスリース業務経営行為を規範化し、経営リスクを防御し、かつ、

業種の質の高い発展を促進するため、「銀行業監督管理法」、「金融リース会社管理弁法」等の法律法規及び規則により、この弁法を制定する。

法令名: 工業製品生産許可証実施細則通則及び24種の製品生産許可証実施細則の公布に関する市場監督管理総局の公告

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: 2025年49号公告

発布日: 2025年12月5日

施行日: 2026年4月1日

概要等: 市場監督管理総局は、「工業製品生産許可証実施細則通則」及び鉄筋コンクリート用熱間圧延鉄筋等の24種の製品生産許可証実施細則の改正を組織した。新たに頒布される通則及び細則は、2026年4月1日から実施し、原通則及び相応する細則は、同時にこれを廃止する。

法令名: 「サービスアウトソーシングの高品質発展促進行動計画」の印刷発布に関する商務部等6部門の通知

公布部門: 商務部・中央インターネット安全及び情報化委員会弁公室・国家発展改革委員会・工業及び情報化部・財政部・税関総署

文書番号: 商服貿函2025年第670号

発布日: 2025年12月7日

施行日: —

概要等: 「サービスアウトソーシング産業重点発展分野指導目録」を改正し、重点発展分野の範囲を最適化し、デジタル化、スマート化、グリーン化及び融合化を指導方向とし、更に多くのサービスアウトソーシングの新業態・新モデルを組み入れる。

法令名: 「非水平的経営者集中審査指針」の印刷発布に関する市場監督管理総局の通知

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: 国市監反執二発[2025]105号

発布日: 2025年12月15日

施行日: —

概要等: より一層非水平的経営者集中審査を規範化し、経営者集中審査業務の透明度を高め、かつ、国务院反独占法律執行機構の経営者集中競争の

影響の評価についての経営者の予想を高めるため、「反独占法」、「経営者の集中にかかる申告標準に関する国务院の規定」、「経営者集中審査規定」等の規定に基づき、この指針を制定する。

法令名: 企業従業員基本養老保険定年退職事前サービス業務の全面実施に関する人的資源社会保障部弁公庁の通知

公布部門: 人的資源社会保障部弁公庁

文書番号: 人社庁発[2025]57号

発布日: 2025年12月1日

施行日: —

概要等: 当地の雇用単位との間に常態化意思疎通メカニズムを確立し、各雇用単位の臨時退職人員を主導的に選別し、柔軟な定年退職関連政策及び定年退職業務手続のチャンネルを告知する。雇用単位と個人は規定に従い定年退職の日を協議して確定し、期日に従い定年退職手続をしなければならない。オンライン事務取扱システム、モバイル端末、ショートメッセージ電話等の方式を通じて、様々な集団グループに対しての定年退職業務手続注意喚起サービスを提供する。

法令名: 「政府調達において自国製品標準及び関連政策を実施することに関する国务院弁公庁の通知」の徹底・具体化に関する意見

公布部門: 財政部・工業及び情報化部

文書番号: 財庫[2025]30号

発布日: 2025年12月15日

施行日: —

概要等: 「通知」は、製品が中国の境内において生産されていなければならない、すなわち、中華人民共和国の税関領域内において、原材料又はモジュールから製品への属性変更を実現していなければならない旨を明確にしている。具体的な状況から見ると、国内保税区及び総合保税区等の税関特殊監督管理区域において生産される製品は、中国境内において生産される製品に属する。医療機器製品については、薬品監督管理部門が付与する認可番号医療機器登録証を取得した場合には、中国境内において生産される製品に属する。その他の製品については、実際の状況に基づき、中国境内において生産されているか否かを判断する。

法令名: 「インターネットプラットフォーム価格行為規則」の印刷発布に関する国家発展改革委員会、市場監督管理総局及び国家インターネット情報弁公室の通知

公布部門: 国家発展改革委員会・市場監督管理総局・国家インターネット情報弁公室

文書番号: 发改価格規[2025]1607号

発布日: 2025年12月9日

施行日: 2026年4月10日

概要等: インターネットプラットフォームの常態化価格監督管理メカニズムを健全化し、関連する価格行為を規範化し、消費者及び経営者の適法な権益を保護し、かつ、プラットフォーム経済のイノベーション及び健全な発展を推進するため、「価格法」、「電子商取引法」、「反不正競争法」、「消費者権益保護法」、「ネットワーク安全法」、「個人情報保護法」等の法律法規に基づき、この規則を制定する。

法令名: 強制性製品認証目録内の一部の製品認証モデルの調整に関する市場監督管理総局の公告

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: 2025年57号公告

発布日: 2025年12月28日

施行日: 2027年1月1日

概要等: 2027年1月1日から、ヒューズリンク、小出力モーター、電動ドリル、電動グラインダー、電動ハンマー、直流アーク溶接機、TIGアーク溶接機、MIG/MAGアーク溶接機、プラズマアーク切断機、自動車安全ガラス、自動車安全ベルト、機動車外部照明及び光信号装置、機動車両間接視野装置、自動車座席及び座席ヘッドレスト、ドライブレコーダー、車体反射標識等の16種の製品については、CCC認証証書を取得し、かつ、CCC認証マークを標記した後に限り、工場出荷、販売、輸入その他の経営活動において使用することができる。

法令名: 「道路機動車両生産分野行政処罰裁量権基準表」の印刷発布に関する工業及び情報化部の通知

公布部門: 工業及び情報化部

文書番号: 工信部通装[2026]5号

発布日: 2026年1月7日

施行日: 2026年2月1日

概要等: 道路機動車両生産分野の行政処罰裁量業務をより一層規範化し、かつ、行政法律執行の公平公正を保障するため、「行政処罰法」、「道路交通安全法」、「道路機動車両生産企業及び製品参入許可管理弁法」(工業及び情報化部令第50号)等の法律、法規及び規則に基づき、我が部は、「道路機動車両生産分野行政処罰裁量権基準表」を制定し、ここに印刷発布し、2026年2月1日から施行する。

法令名: 個人消費貸付にかかる財政利息補助政策を最適化して実施することに関する事項に関する通知

公布部門: 財政部・中国人民銀行・金融監督管理総局

文書番号: 財金[2026]1号

発布日: 2026年1月16日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 事務取扱機構を増やす。各省級財政部門は、当地の関連部門と共同して属地の個人消費貸付にかかる利息補助政策を制定し、監督管理評価等級が3A以上の都市商業銀行、農村合作金融機構、外資銀行、消費金融会社、自動車金融会社等を属地利息補助政策の事務取扱機構の範囲に組み入れ、政策のカバー面を拡大させる。中央財政及び省級財政は、利息補助資金の90%及び10%をそれぞれ負担する。

法令名: 「ゼロカーボン工場建設業務の展開に関する指導意見」の印刷発布に関する5部門の通知

公布部門: 工業及び情報化部弁公庁・国家発展及び改革委員会・生態環境部・国務院国資委・国家エネルギー局

文書番号: 工信部聯節[2026]13号

発布日: 2026年1月14日

施行日: ー

概要等: ゼロカーボン工場の建設は、技術イノベーション、構造調整、管理の最適化等の排出物削減措置を通じ、工場内の二酸化炭素の排出を持続的に引き下げ、及び徐々にゼロに近づけることを実現する過程である。…工場が持続可能発展報告、環境・社会・会社ガバナンス(ESG)報告、ゼロカーボン工場建設報告等を定期的に発表し、炭素

排出、製品カーボンフットプリント情報及びゼロカーボン工場の建設状況を公開開示し、ゼロカーボン工場の予測される効果及び実績を実証し、かつ、継続して改善することを奨励する。

法令名: 重点業種大気環境実績分級管理の強化に関する生態環境部弁公庁、中国人民銀行弁公庁及び国家税務総局弁公庁の指導意見

公布部門: 生態環境部弁公庁・中国人民銀行弁公庁・国家税務総局弁公庁

文書番号: 環弁大気[2026]2号

発布日: 2026年1月13日

施行日: ー

概要等: 金融機構が企業実績等級を信用貸付管理の重要な参考要素とし、貸付の審査認可、限度額の見積り等の面において差別化されたインセンティブを実行し、金融商品及びサービスのイノベーションを強化し、等級引上げプロジェクトに対する支持の程度を強化することを奨励する。環境保護税減免政策を適切に具体化し、排出大気汚染物質の濃度値が国及び地方の定める汚染物質排出標準の実績等級を下回る企業は、法により環境保護税の減免を法により享受する。企業のグリーン調達を推進し、実績等級が優れている企業の製品を優先的に調達し、及び使用することを奨励する。

法令名: 「技術契約認定登記管理弁法」の印刷発布に関する工業及び情報化部の通知

公布部門: 工業及び情報化部

文書番号: 工信部科[2026]18号

公布日: 2026年1月23日

施行日: 2026年3月1日

概要等: 契約主体は、技術契約認定登記証明を証憑として、条件に適合する場合には、規定に従い科学技術成果の転化の促進に係る支持政策を享有することができる。契約主体は、技術契約認定登記証明を適切に保存し、検査に備えて保存しなければならない。

法令名: 「ネットワーク貨物運送プラットフォーム経営管理弁法」の印刷発布に関する交通運送部及び国家税務総局の通知

公布部門: 交通運送部・国家税務総局

文書番号: 交運規[2026]1号

発布日: 2026年1月23日

施行日: 2026年1月23日

概要等: 道路貨物運送業とインターネットの融合発展を促進し、ネットワーク運送プラットフォーム経営活動を規範化し、道路貨物運送市場の秩序を維持保護し、かつ、各当事者の適法な権益を保護するため、「道路運送条例」及び関係する法律法規規則の規定並びにプラットフォーム経済の規範的で健全な発展の促進に関する国務院の政策決定の配置に基づき、この弁法を制定する。

法令名: クロスボーダー電子商取引小売輸入食品リコールの監督管理をより一層強化することに関する市場監督管理総局及び商務部の公告

公布部門: 市場監督管理総局・商務部

文書番号: 2026年第1号公告

発布日: 2026年1月7日

施行日: ー

概要等: クロスボーダー電子商取引小売輸入食品経営者は、クロスボーダー電子商取引小売輸入食品安全主体の責任を負うものとし、境内の食品生産経営企業(以下「受託企業」という。)に委託し、クロスボーダー電子商取引小売輸入食品のリコール業務に責任を負わせ、リコールのフローを明確にし、かつ、受託企業情報をクロスボーダー電子商取引第三者プラットフォームに報告しなければならない。

法令名: 「インターネットプラットフォーム反独占コンプライアンス指針」の印刷発布に関する市場監督管理総局の通知

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: 国市監反執一発[2026]16号

発布日: 2026年1月28日

施行日: ー

概要等: プラットフォーマーが反独占コンプライアンスリスクを効果的に防止することを支持し、及び指導し、反独占コンプライアンス管理制度を健全化し、関連主体の適法な権益を保護し、市場の公正な競争秩序を維持保護し、かつ、プラットフォーム経済のイノベーション及び健全な発展を促進するため、「反独占法」等の法律規定に基づき、この指針を制定する。

法令名: 香港投資家の公証の便利化水準をより一層引き上げることに係る司法部及び市場監督管理総局の通知

公布部門: 司法部・市場監督管理総局

文書番号: 司発通[2026]5号

発布日: 2026年1月30日

施行日: 2026年2月1日

概要等: 2026年2月1日から、北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、安徽、福建、山東、湖北、広東、重慶、四川、海南等の14の省(市)の範囲内において香港投資家主体資格証明簡化版公証文書の電子化流通業務を展開する。

バックナンバーのご紹介



スマートフォンからも
ご覧いただけます

下記以外にも過去のバックナンバーを、弊行ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>



2025年度 第4号



2025年度 第3号



2025年度 第2号



2025年度 第1号



2024年度 第4号



2024年度 第3号



2024年度 第2号



2024年度 第1号

JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号

TEL : +86-10-6505-8989 FAX : +86-10-6505-3829

E-MAIL : yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立つような経済、投資、金融、税制にかかわる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

